日 薬 業 発 第 ７ ６ 号
平成２２年６月１８日

都 道 府 県 薬 剤 師 会 会 長　　殿

日 本 薬 剤 師 会
会 長　　児 玉　　孝

平成２１年度「新たな販売制度の実効性の確保のための一般用医薬品販売制度定着状況調査」結果の公表について

平素より、本会会務に格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、本日、厚生労働省が非公開で開催した全国薬事監視等担当係長会議において標記の調査結果が提出され、同時に別紙１のとおり公表されましたので、お知らせいたします。

本会では、今回の調査結果を重く受け止め、別紙２の見解を公表しました。

つきましては、直ちに実施することが求められています「医薬品の区分陳列」、「従事者の名札の着用」、「第一類医薬品販売時の情報提供」等について、急ぎ徹底を図るための施策、例えば、本会作成の自主点検表（別紙３）を直接、会員薬局・薬店に持参し、遵守状況を確認の上、適切な対応を指導するなどを実施していただきたく、よろしくお願い申し上げます。

また本会は、販売制度の遵守徹底のため、各都道府県薬剤師会の担当者を招集し、７月１５日（木）午後、緊急全国会議を開催することを予定しております。本件につきましては、改めてお知らせいたしますので、ご担当者の派遣につきましてもご高配の程、お願い申し上げます。

記

別紙１：平成２１年度「新たな販売制度の実効性の確保のための一般用医薬品販売制度定着状況調査」結果
※厚生労働省ホームページ（トップページ）→ 行政分野ごとの情報 → 医薬品・医療機器等 → 一般用医薬品販売制度ホームページに掲載予定

別紙２：日本薬剤師会の見解

別紙３．自主点検表（平成２１年（本年）６月から施行される事項）
※日本薬剤師会ホームページ（会員向けページ）→ 一般用医薬品関係（薬事法改正への対応）→2009/5/22 からダウンロードできます。

以　上

［別紙１］

一般用医薬品販売制度定着状況調査について（結果概要）

平成２２年６月
医薬食品局総務課

１．調査の目的

改正薬事法の趣旨を踏まえ、新たな販売制度の実効性を確保するため、一般消費者の立場から改正法の定着状況を点検・調査することにより、医薬品販売の適正化を図るもの。

２．調査内容

（１）及び（２）について、株式会社インテージリサーチが請負により実施。

（１）薬局・店舗販売業の店舗に関する調査

一般消費者としての調査員により、全国３，９９１件の薬局・店舗販売業者（以下「薬局等」という。）の店舗を訪問し、改正薬事法による新たな販売制度に係る事項を中心に、店舗の状況等について調査を実施した。調査期間は、平成２２年１月～３月上旬。

（主な調査項目）

① 医薬品のリスク分類別の陳列状況

② 店舗における情報提供、相談対応の状況(*)　　等

(*) 第１類医薬品であれば文書を用いた情報提供の状況、第２類・第３類医薬品であれば相談応需の状況等

（２）その他

① 郵便等販売に関する調査

一般用医薬品の郵便等販売１０件を対象とし、第１類医薬品・第２類医薬品の販売状況を調査した。

② 配置販売に関する調査

調査員の中から配置販売利用者を抽出し、調査期間中に配置販売業者の訪問を受けた事案（１６件）について、陳列状況、相談対応の状況等を調査した。

３．調査結果

別紙のとおり。

４．今後について

今回の調査結果については、都道府県等に情報提供し、薬事監視等に活用する予定。

また、平成２２年度も、引き続き、調査手法等に改善を加えつつ同様の調査を実施することにより、継続的に現場の実態把握を行い、制度の定着を促す予定。

（別紙）　主な調査結果

（１） 薬局・店舗販売業の店舗に関する調査

① 医薬品の陳列状況：

・第１類医薬品は、購入者が直接手を触れることができない陳列となっていたか：

なっていた　97.6% ／ なっていなかった　2.4%

・リスク分類別に陳列されていたか：

（第１類医薬品の取扱がある薬局等）

リスク分類別に区分されていた　57.2% ／

第１類医薬品のみ明確、他は曖昧　32.1% ／ 不明瞭　10.8%

（第１類医薬品の取扱がない薬局等）

リスク分類別に区分されていた　53.5% ／ 曖昧・不明瞭　46.5%

② 店舗従事者は名札をつけていたか：　全員つけていた　62.5% ／

全員がつけていたが裏返っている人がいた　1.4% ／

名札をつけている人とつけていない人がいた　8.0% ／

全員が名札をつけていなかった　28.1%

③ 第１類医薬品購入時の情報提供者：

薬剤師 70.4%／ 登録販売者 3.3%／ 一般従事者 2.9%／ 名札未着用等のため不明　23.4%

④ 第１類医薬品について、購入前に説明はあったか：

文書を用いて詳細な説明があった　50.5% ／

文書を渡されたが詳細な説明がなかった　7.1% ／

口頭のみでの説明だった　22.5% ／

説明自体なかった　19.8%

⑤ 第２類・第３類医薬品に係る相談時の情報提供者：

薬剤師 17.9%／ 登録販売者 31.3%／ 一般従事者 7.8%／ 名札未着用等のため不明　42.9%

⑥ 第２類・第３類医薬品に係る相談に対し、適切な回答があったか：

適切な回答があった　88.2% ／ 適切な回答がなかった　11.8%

（２）郵便等販売に関する調査

調査対象１０件中６件において、調査員は、本来、郵便等販売では購入できないにもかかわらず(**)、第１類医薬品又は第２類医薬品を購入することができた。

(**) 薬局等は、第１類医薬品・第２類医薬品を郵送等販売することはできない（第２類医薬品の場合、離島居住者・継続使用者を除）。今回、調査員は離島居住者・継続使用者ではないという条件で調査を実施。

（３）配置販売に関する調査

① 医薬品の陳列状況：　リスク分類別に陳列　１４ ／ 不明瞭　２　（１６件中。以下同じ。）

② 相談に対する回答：　適切　１４ ／ 不適切　２

平成２１年度
「一般用医薬品販売制度定着状況調査」
調査結果報告書

株式会社インテージリサーチ

I. 調査概要

１．調査目的

本調査は、一般消費者としての調査員を選定し、全国の薬局及び店舗販売業（以下、「薬局・店舗販売」とする）の店舗を訪問する等により、平成２１年６月１日から施行された改正薬事法が実際の販売現場において、どの程度定着しているかを確認することを目的とする。

２．調査対象等

（１）薬局・店舗販売の店舗に関する調査

①　調査対象

全国の薬局・店舗販売の店舗を調査対象とする。ただし、一般用医薬品の取扱がない薬局（調剤のみの薬局）は対象としない。なお、本調査では、一般消費者目線で調査員が店舗を確認し、店舗名称などで「薬局」を称する店舗または調剤室がある店舗を「薬局」とし、それ以外の店舗を「薬店」として調査を行った。

※調査員は、一般消費者目線で、入手できる情報をもとに調査を行うため、各都道府県に申請されている実際の店舗の許可内容とは異なることがある。

②　調査対象地域

全国４７都道府県

③　標本設計

i）都道府県別・業態別の割り当て

「平成 19 年度　厚生労働省 衛生行政報告例　薬事関係　薬局数等」を基に、都道府県別・業態別に設計数を表Ⅰ-1 に示すとおり割り当てた。ただし、調査活動の中で、調査地域内において薬局または薬店の店舗数が足りないという状況が発生したため、薬局、薬店の数にばらつきが出た。最終的な標本数（実際に調査を行った店舗数）は、表Ⅰ-1 に示すとおりである。

＜都道府県別・業態別の設計数・標本数＞

表Ⅰ-1

ブロック	都道府県	設計数		標本数	
		薬局	薬店	薬局	薬店
北海道・東北	北海道	80	100	86	94
	青　森	20	30	23	27
	岩　手	20	20	20	20
	秋　田	20	20	20	20
	宮　城	40	40	39	43
	山　形	20	20	20	20
	福　島	30	30	29	31
関東甲信越	茨　城	40	40	39	42
	栃　木	30	30	29	31
	群　馬	30	30	30	30
	埼　玉	90	90	89	91
	千　葉	80	60	68	72
	東　京	210	230	216	226
	神奈川	120	90	98	113
	新　潟	40	40	36	45
	山　梨	10	20	15	15
	長　野	30	30	32	28
東海北陸	富　山	10	30	18	22
	石　川	10	20	15	16
	岐　阜	30	30	31	30
	静　岡	60	60	61	59
	愛　知	100	90	94	96
	三　重	30	30	29	31
近畿	福　井	10	20	14	14
	滋　賀	20	20	21	19
	京　都	30	40	34	36
	大　阪	130	170	149	151
	兵　庫	90	70	80	80
	奈　良	20	30	25	26
	和歌山	20	20	19	21
中国	鳥　取	10	10	8	12
	島　根	10	10	11	9
	岡　山	30	40	36	34
	広　島	60	50	52	59
	山　口	30	30	30	31
四国	香　川	20	20	20	20
	徳　島	10	20	15	15
	愛　媛	20	20	19	21
	高　知	10	10	10	10
九州・沖縄	福　岡	100	100	99	101
	佐　賀	20	20	20	20
	大　分	20	30	24	26
	熊　本	30	40	36	34
	長　崎	30	20	25	25
	宮　崎	20	30	21	29
	鹿児島	30	30	29	32
	沖　縄	20	10	13	17
全　国		1940	2040	1947	2044

※「標本数」とは、実際に調査を行った店舗数

ii）人口規模別市区町村の割り当て

「平成１７年国勢調査　都道府県・市区町村別統計表」を基にして、市区町村の人口規模別に設計数を割り当てた。実際の調査時においては、あらかじめ指定した市区町村で調査を開始することとし、薬局・薬店の数が設計数に満たない場合は、隣接の市区町村に地域を拡大し調査を行った。都道府県別・人口規模別の設計数及び標本数は、表Ｉ－2に示すとおりである。

＜都道府県別・人口規模別の設計数・標本数＞

表Ⅰ-2

ブロック	都道府県	人口規模別設計数					人口規模別標本数				
		1：60万以上	2：30万以上	3：10万以上	4：5万以上	5：5万未満	1：60万以上	2：30万以上	3：10万以上	4：5万以上	5：5万未満
北海道・東北	北海道	60	10	40	20	50	66	15	45	19	35
	青　森		10	10	10	20		12	21	5	12
	岩　手			20	10	10			18	14	8
	秋　田		10		20	10		16		24	
	宮　城	30		10	20	20	31		2	17	32
	山　形			20	10	10			15	18	7
	福　島		20	10	10	20		24	18	1	17
関東甲信越	茨　城			30	30	20			39	17	25
	栃　木		10	20	10	20		11	20	16	13
	群　馬		20	20	10	10		10	32	10	8
	埼　玉	30	40	50	40	20	32	41	61	31	15
	千　葉	20	50	40	20	10	22	48	42	17	11
	東　京	120	130	160	30		121	147	142	31	1
	神奈川	130	20	40	10	10	133	21	42	8	7
	新　潟	30		20	20	10	32		23		26
	山　梨			10	10	10			12	10	8
	長　野		10	20	10	20		10	20	15	15
東海北陸	富　山		10		20	10		16	4	10	10
	石　川		10	10		10		14	13		4
	岐　阜		10	20	10	20		13	21	20	7
	静　岡	60		30	20	10	61		41	9	9
	愛　知	70	30	40	30	20	70	32	44	26	18
	三　重		10	30	10	10		10	46	3	1
近畿	福　井			10	10	10			9	8	11
	滋　賀		10	10	10	10		10	15	13	2
	京　都	30		10	20	10	32		9	26	3
	大　阪	120	70	80	30		127	70	78	25	
	兵　庫	40	40	40	20	20	40	50	39	22	9
	奈　良		10	10	10	20		13	11	10	17
	和歌山		20		10	10		20		12	8
中国	鳥　取			10		10			17		3
	島　根			10		10			13		7
	岡　山	20	10	10	10	20	30	11	9	9	11
	広　島	50	20	30		10	55	21	28	6	1
	山　口			40	10	10			42	14	5
四国	香　川		20		10	10		22	9	8	1
	徳　島			10	10	10			10	9	11
	愛　媛		10	20		10		10	23		7
	高　知		10			10		11		5	4
九州・沖縄	福　岡	100	10		50	40	104	10	4	48	34
	佐　賀			10	10	20			25	7	8
	大　分		20	10	10	10		23	10	12	5
	熊　本	30		10	10	20	31		10	3	26
	長　崎		20	10		20		20	15		15
	宮　崎		20	10		20		28	10		12
	鹿児島	20		10	10	20	28		8	9	16
	沖　縄		20		10			21		8	1
全　国		960	710	1000	630	680	1015	780	1115	575	506

※「標本数」とは、実際に調査を行った店舗数

iii）チェーン店／独立店別の割り当て

弊社実施の「全国薬局・薬店パネル調査」を基にチェーンストア／独立店別に設計数を表Ⅰ-3 に示すとおり割り当てた。チェーン店／独立店別の標本数は、表Ⅰ-3 に示すとおり。

※「全国薬局・薬店パネル調査」とは、薬局・薬店の販売動向を調査したもの。調査結果は一般公開していない。

＜チェーン店／独立店別の設計数・標本数＞

表Ⅰ-3

業態	設計数				標本数			
	薬局		薬店		薬局		薬店	
	チェーン店	独立店	チェーン店	独立店	チェーン店	独立店	チェーン店	独立店
計	970	970	1020	1020	873	1074	1040	1004

※「標本数」とは、実際に調査を行った店舗数

※チェーン店／独立店の定義

・チェーン店は、「日本チェーンドラッグストア協会」の正規会員企業及び、スーパーマーケット２２店、ホームセンター９店の直営店舗とする。なお、一部の地域において、「日本チェーンドラッグストア協会」の正規会員企業ではないが、弊社において明らかにチェーン展開していると考えられた店舗も、チェーン店として調査を行った。

・独立店は、上記以外の店舗とする。

ⅳ）立地環境別の割り当て

「平成１９年商業統計表　立地環境特性別統計編（小売業）」を基に、調査店舗が特定箇所に集中しないようにするため、また、店舗の規模の偏りを少なくするために、立地環境別に設計数を表Ⅰ-4のとおり割り当てた。実際は、全国的に薬局のチェーン店、薬店の独立店の店舗数が足りない状況であった。そのため、薬局のチェーン店で不足した場合は、薬局の独立店で、薬店の独立店で不足した場合は、薬店のチェーン店で調査を行った。その結果、標本数は、表Ⅰ-4に示すとおりとなった。

＜立地環境別設計数・標本数＞

表Ⅰ-4

立地	設計数		標本数	
	薬局	薬店	薬局	薬店
繁華街	480	480	482	470
オフィス街	160	210	161	209
商店街	560	580	576	589
ロードサイド	40	70	44	69
住宅街	700	700	684	707
計	1940	2040	1947	2044

※立地の定義

・繁華街：調査地点で、商業施設が集積している場所。30万以上都市。

・オフィス街：調査地点で、都道府県庁、市役所等の周囲。政令指定都市等。

・商店街：商店、飲食店、消費者向けサービス業が10店以上近接している場所

・ロードサイド：店舗が主要幹線道路に面し、かつ3台分以上の駐車場が店舗に隣接。

・住宅街：上記以外で、周囲が住宅中心の場所

上記定義を基に、調査員が判断し調査を行った。

④ 調査方法・調査事項

i）調査方法

覆面調査

※覆面調査とは、一般消費者を装い店舗状況や従事者の対応等を調査すること。今回は、調査員が指定した市区町村において、指定した条件の薬局、薬店を探し、一般消費者の目線で店内の状況及び従事者の対応を調査した。

ii）調査事項

薬局・店舗販売では、全店舗共通の調査事項と、第１類医薬品販売時の対応または第２類・第３類医薬品販売時の対応のいずれかを調査した。

調査事項は以下のとおり。

a）全店舗共通事項

a-1.調剤室の有無

a -2.第１類医薬品の取扱有無

a -3.第１類医薬品の陳列状況

a -4.リスク分類別の陳列状況

a -5.従事者の名札の有無

a -6.リスク分類の定義・解説の掲示の有無

a -7.第１類医薬品の情報提供に関する解説の掲示の有無

a -8.相談時の対応方法に関する解説の掲示の有無

※a-6、a-7、a-8 の調査事項については、一部の店舗について平成２４年５月３１日まで経過措置期間が設定されている事項である。

b）第１類医薬品販売における調査事項（以下、「第１類調査」）

b-1.第１類医薬品購入時の情報提供者

b-2.第１類医薬品購入時の説明

※今回、b-2 については、購入前（代金支払前）の説明の有無等に着目して調査を行った。

c）第２類・第３類医薬品販売における調査事項（以下、「第２類・第３類調査」）

c-1.第２類・第３類医薬品相談時の情報提供者

c-2.相談前の情報提供

c-3.相談内容への回答

※第２類医薬品には、指定第②類医薬品も含む。

ⅲ）第１類医薬品／第２類・第３類医薬品別の調査数

第１類調査と第２類・第３類調査の調査数は、１月の調査時に割り付けを行っていないため、第１類調査数と第２類・第３類調査数に偏りが無いように、１月の調査結果を踏まえ、２月の調査時に調整を行った。

その結果、1 月調査の第１類調査が 1277 店、第２類・第３類調査が 688 店であった。2 月調査では、第１類調査が 673 店、第２類・第３類調査が 1353 店であった。

※調査期間は、⑤調査期間参照。

第１類医薬品／第２類・第３類医薬品は、「総合感冒薬（内用）」、「ヒスタミン H2 受容体拮抗剤含有薬」、「鎮痛・鎮痒・収れん・消炎薬」、「制酸・健胃・消化・整腸を 2 以上標榜するもの」、及び、「胃腸鎮痛鎮けい薬」を対象として調査を行った。

⑤　調査期間

調査期間を２期間に分けて実施

・期間１：平成２２年１月１２日～１月３１日（以下、「1 月調査」）

・期間２：平成２２年２月１２日～３月７日（以下、「2 月調査」）

⑥　調査員

定期的に教育を受けている弊社専属調査員が実施。本調査実施に際し、全国 16 箇所で調査説明会を行い、説明を受けたものが調査を行った。

⑦　標本構成

今回の調査の標本構成は、図Ⅰ-1、図Ⅰ-2、図Ⅰ-3、図Ⅰ-4 及び図Ⅰ-5 に示すとおりである。

※「標本構成」とは、属性別の対象数構成比。

i）ブロック

図Ⅰ-1

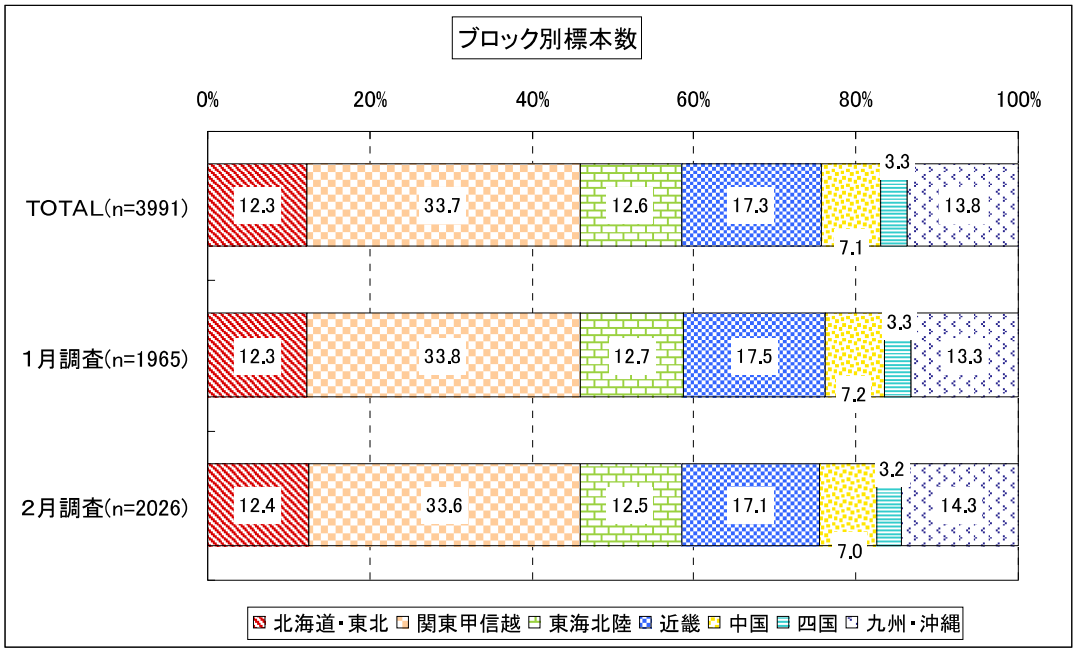

ii）業態

図Ⅰ-2

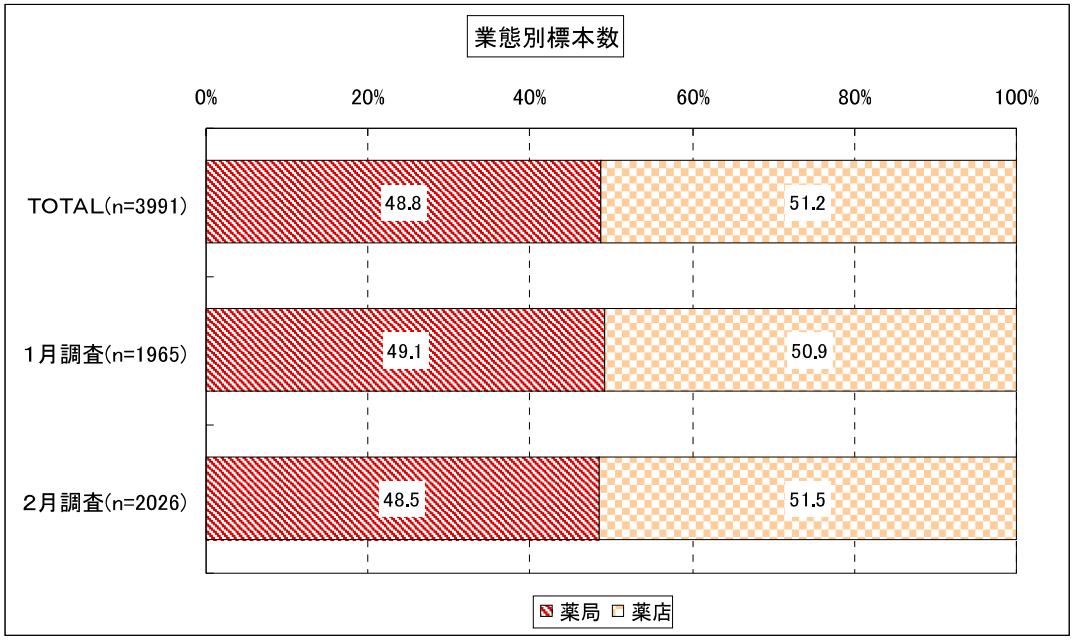

iii）経営形態

図Ⅰ-3

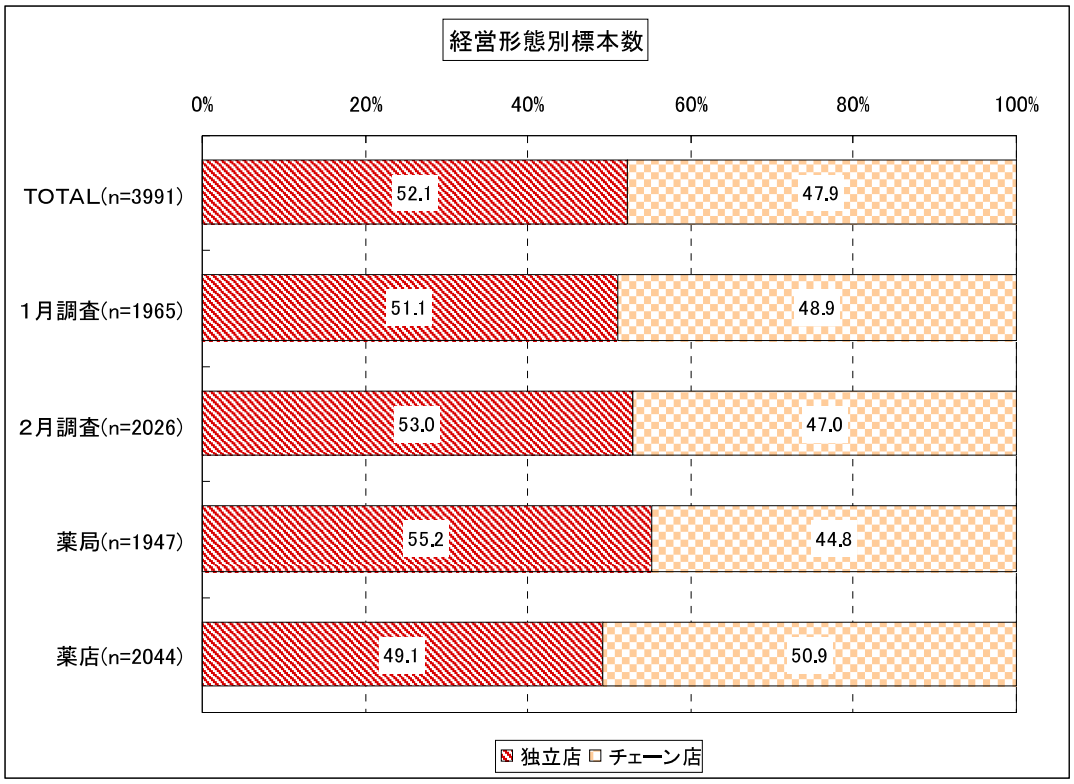

iv）立地

図Ⅰ-4

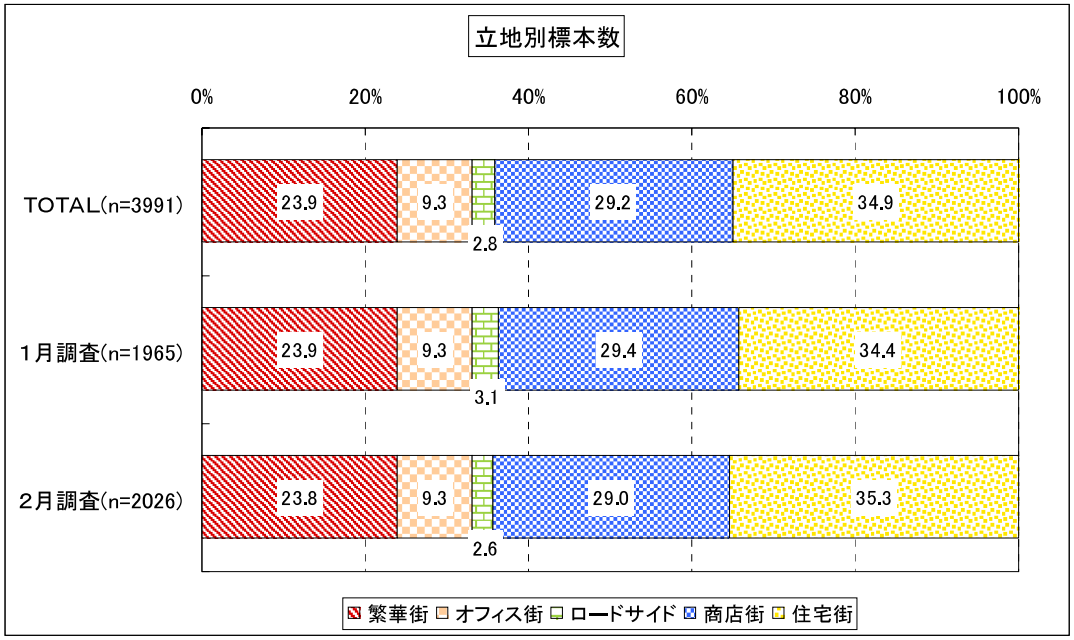

v）第１類調査／第２類・第３類調査

図Ⅰ-5

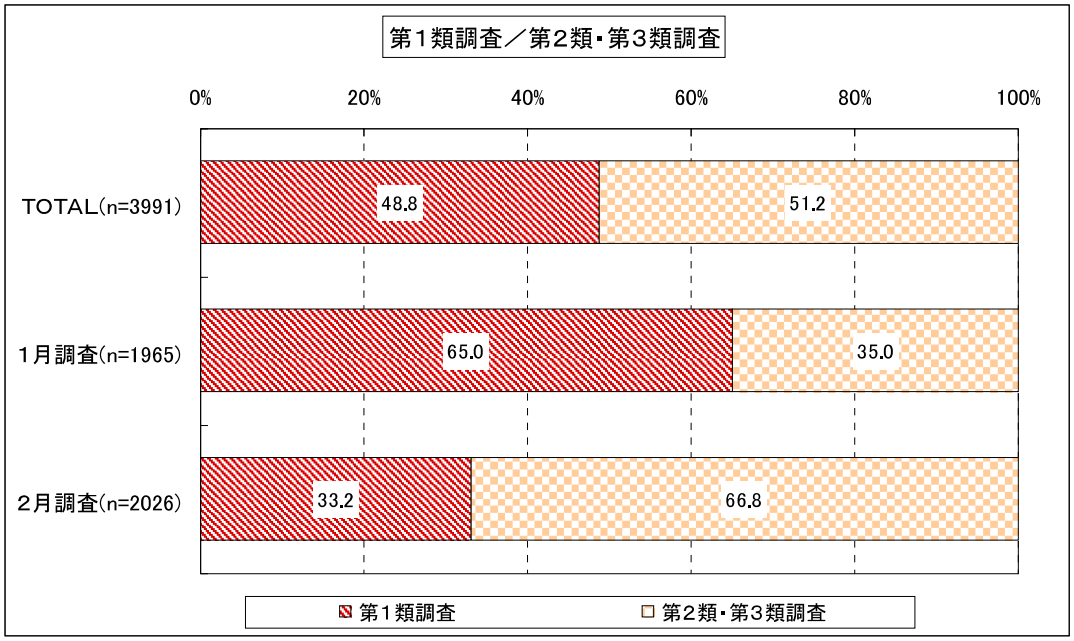

（２）郵便等販売に関する調査

①　調査対象・調査方法・調査事項

インターネットの検索サイトで、「通信販売」、「医薬品」で検索し、検索結果の上位5件と下位5件の１０件を対象とした。覆面調査により、インターネット、または電話にて申し込みを行い、第１類医薬品、または第２類医薬品が購入できるか調査を行った。

郵便等販売では、離島居住者及び継続使用者に対して経過措置がとられており、第２類医薬品については平成２３年５月３１日まで購入することができるようになっている。

そのため、実際の調査においては、調査員が離島居住者ではなく、また継続使用者ではないという条件で調査を行った。覆面調査。

②　その他

調査員、調査時期については、（１）⑤、⑥に同じ。

（３）配置販売に関する調査

①　調査対象・調査方法

本調査を担当する全国の調査員の中から配置販売利用者を抽出し、調査期間中に配置販売業者の訪問を受けた場合に調査を行った。実際の調査実施件数は、全国で 16 件であった。覆面調査。

②　調査事項

全件共通の以下の調査事項により調査した。

1 第１類医薬品取扱の状況
2 リスク分類による配置状況確認（薬箱内の確認）
3 従事者の名札の有無
4 医薬品相談時の情報提供者
5 相談内容への回答

※配置販売業では、平成２１年５月３１日までに配置販売業の許可を受けているもの（以下、既存配置販売業）と平成２１年６月１日以降新規に配置販売業の許可を受けたもの（以下、新規配置販売業）では、適用される条件が異なる。

③　その他

調査員、調査時期については、（１）⑤、⑥に同じ。

II. 調査結果

１.薬局・店舗販売

（１）第１類医薬品の取扱の有無

調査店舗全体（3991 件）のうち、第１類医薬品の取扱があるのは、全体の 67.5%となっている（図Ⅱ-1）。

（業態別）

第１類医薬品の取扱があるのは、薬局で 88.4%、薬店で 47.6%となっており、薬局の方が 40.8 ポイント高くなっている。

（経営形態別）

第１類医薬品の取扱があるのは、独立店で 57.1%、チェーン店では 78.8%となっており、チェーン店が 21.7 ポイント高くなっている。

（ブロック別）

第１類医薬品の取扱があるのは、関東甲信越で 70.9%と最も高くなっている。

図Ⅱ-1

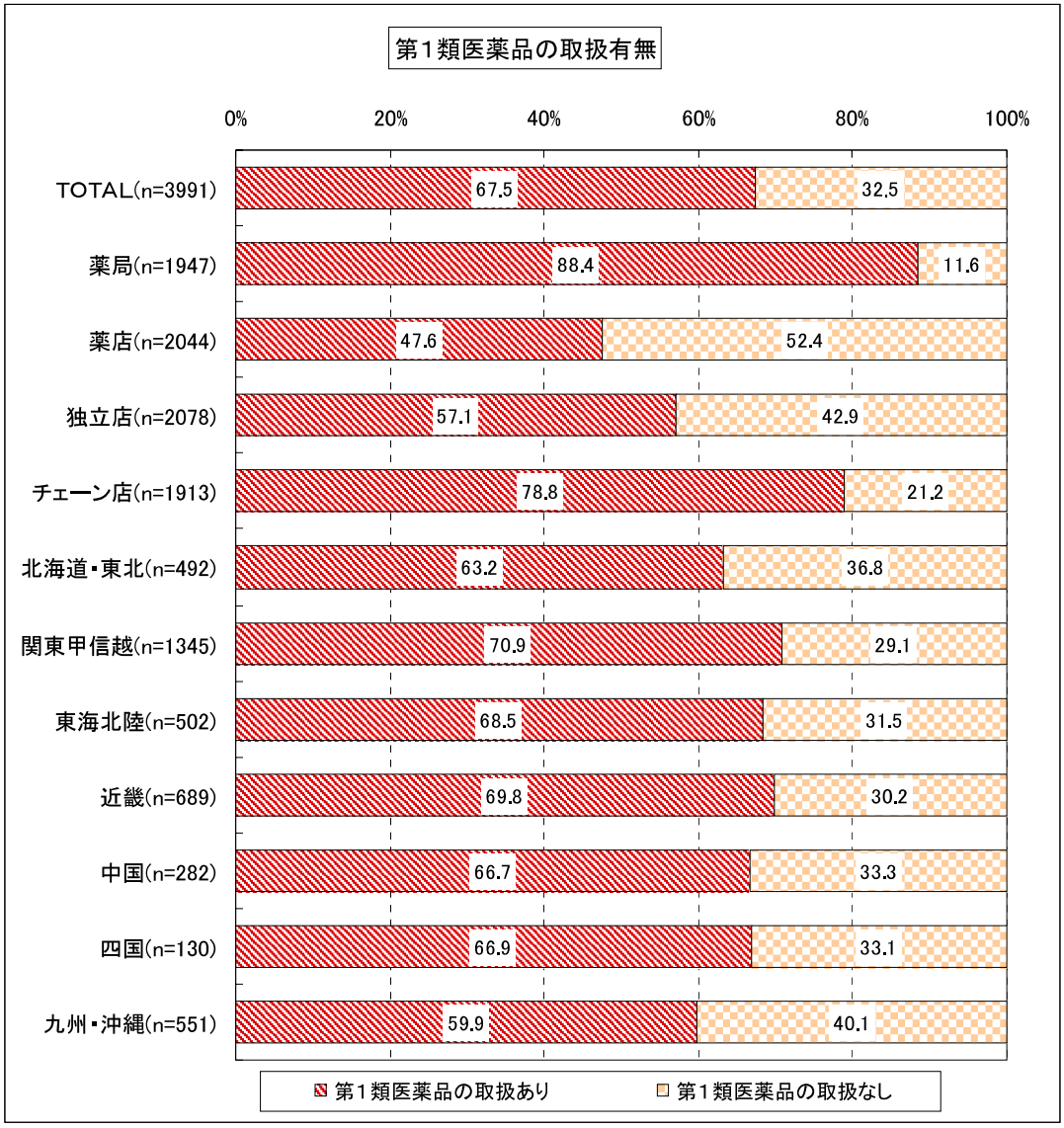

（２）第１類医薬品の陳列状況

第１類医薬品を取り扱う店舗（2694 件）のうち、第１類医薬品が規定どおり陳列されていなかったのは、2.4%となっている（図Ⅱ-2）。

（業態別）

第１類医薬品が規定どおり陳列されていなかったのは、薬局で 2.4%、薬店で 2.3%となっている。

（経営形態別）

第１類医薬品が規定どおり陳列されていなかったのは、独立店で 4.3%、チェーン店で 0.9%となっている。

（ブロック別）

第１類医薬品が規定どおり陳列されていなかったのは、中国で 3.7%と最も高くなっている。

※第１類医薬品の「規定どおりの陳列」とは、鍵をかけた陳列設備によるもの、または、購入者等が直接手の触れられない陳列（空箱での陳列を含む）とした。

図Ⅱ-2

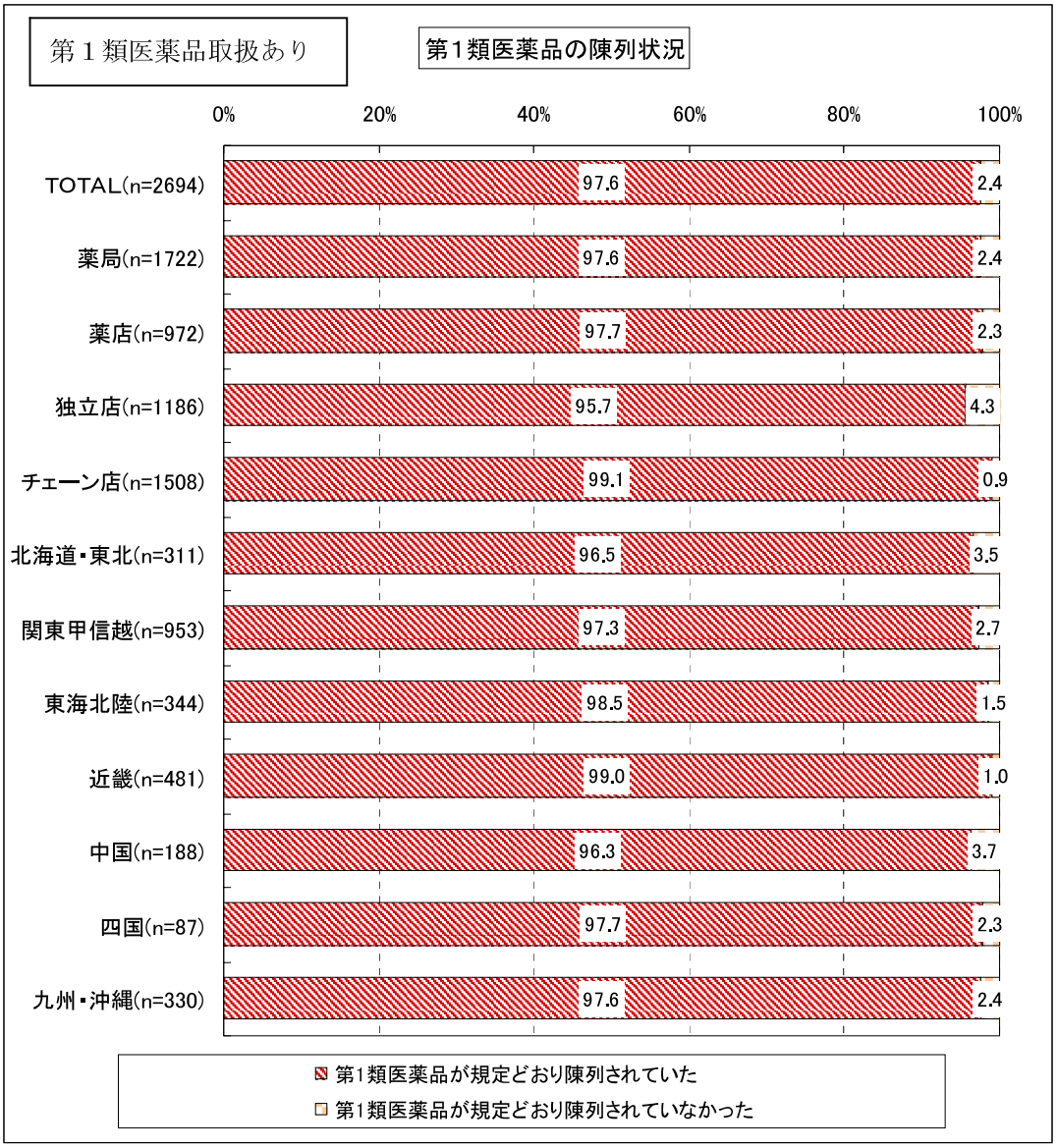
第１類医薬品取扱あり
第1類医薬品の陳列状況
0%
20%
40%
60%
80%
100%
TOTAL(n=2694)
97.6
2.4
薬局(n=1722)
97.6
2.4
薬店(n=972)
97.7
2.3
独立店(n=1186)
95.7
4.3
チェーン店(n=1508)
99.1
0.9
北海道・東北(n=311)
96.5
3.5
関東甲信越(n=953)
97.3
2.7
東海北陸(n=344)
98.5
1.5
近畿(n=481)
99.0
1.0
中国(n=188)
96.3
3.7
四国(n=87)
97.7
2.3
九州・沖縄(n=330)
97.6
2.4
第1類医薬品が規定どおり陳列されていた
第1類医薬品が規定どおり陳列されていなかった

（３）リスク分類別の陳列状況

①第１類医薬品の取扱がある店舗の場合

第１類医薬品を取り扱う店舗（2694 件）のうち、リスク分類別の陳列が不明瞭だったのは、10.8%となっている（図Ⅱ-3）。

（業態別）

リスク分類別の陳列が不明瞭だったのは、薬局で 10.9%、薬店で 10.5%となっている。

（経営形態別）

リスク分類別の陳列が不明瞭だったのは、独立店で 18.6%、チェーン店で 4.6%となっている。

（ブロック別）

リスク分類別の陳列が不明瞭だったのは、四国で 14.9%と最も高くなっている。

※「リスク分類別の陳列」とは、店舗を訪問した調査員が店舗内を一般消費者目線で確認した際、第１類・第２類・第３類医薬品が混在しないよう、リスク分類別に明確に区分されていると判断した陳列。

※「第 2 類・第 3 類の区分は曖昧」の多くは、一部の医薬品についてはリスク分類別の陳列が確認できたが、その他については確認ができなかった場合である。また、医薬品が従事者やカウンターの後方などに陳列されていて、陳列状況が確認できなかった場合も含まれる。

図Ⅱ-3

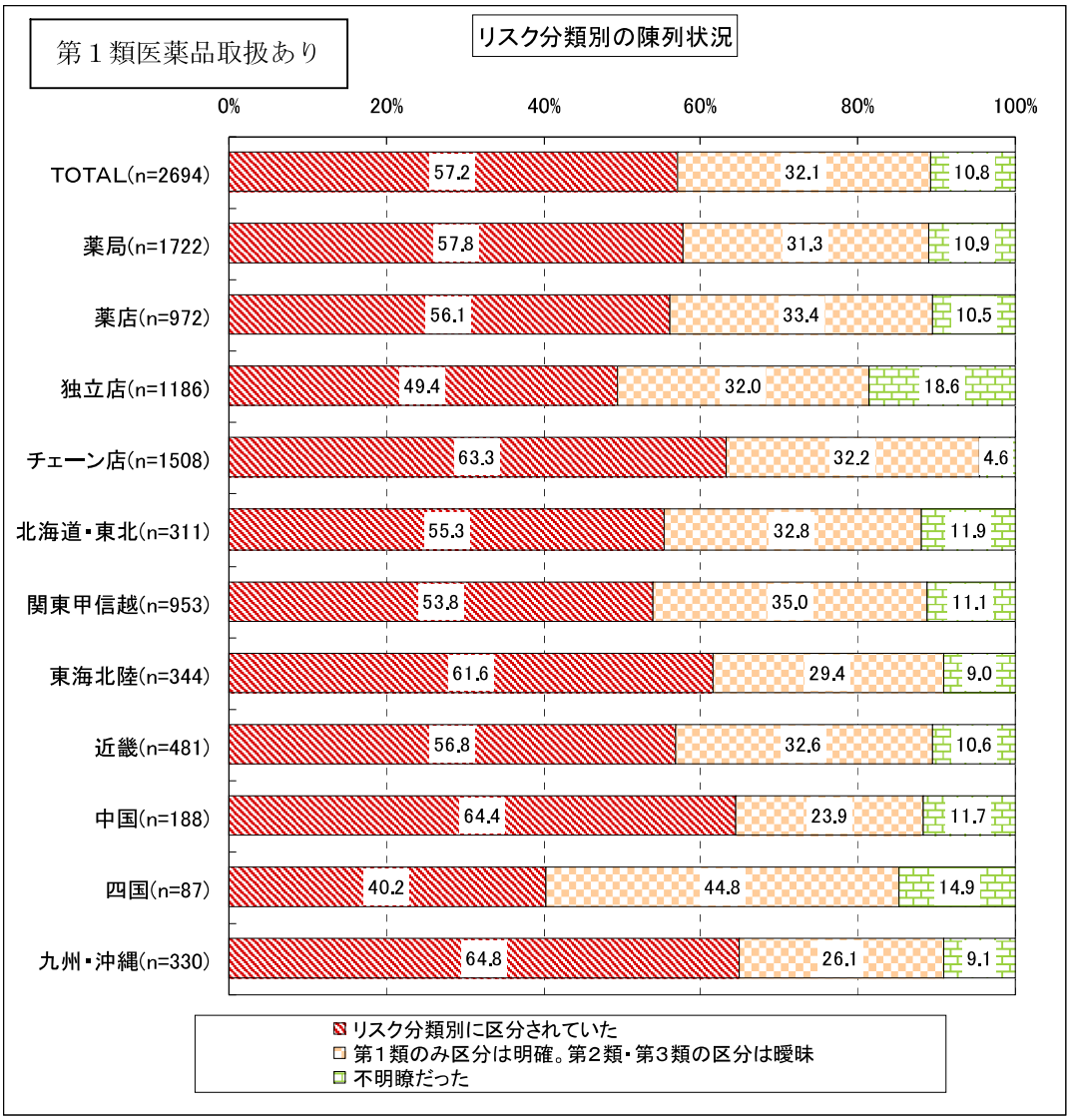
第１類医薬品取扱あり
リスク分類別の陳列状況
0%
20%
40%
60%
80%
100%
TOTAL(n=2694) 57.2 32.1 10.8
薬局(n=1722) 57.8 31.3 10.9
薬店(n=972) 56.1 33.4 10.5
独立店(n=1186) 49.4 32.0 18.6
チェーン店(n=1508) 63.3 32.2 4.6
北海道・東北(n=311) 55.3 32.8 11.9
関東甲信越(n=953) 53.8 35.0 11.1
東海北陸(n=344) 61.6 29.4 9.0
近畿(n=481) 56.8 32.6 10.6
中国(n=188) 64.4 23.9 11.7
四国(n=87) 40.2 44.8 14.9
九州・沖縄(n=330) 64.8 26.1 9.1
リスク分類別に区分されていた
第１類のみ区分は明確。第２類・第３類の区分は曖昧
不明瞭だった

（３）リスク分類別の陳列状況

②第１類医薬品の取扱がない店舗の場合

第１類医薬品の取扱がない店舗（1297 件）のうち、リスク分類別の陳列が不明瞭だったのは、38.7%となっている（図Ⅱ-4）。

（業態別）

リスク分類別の陳列が不明瞭だったのは、薬局で 42.2%、薬店で 38.0%となっている。

（経営形態別）

リスク分類別の陳列が不明瞭だったのは、独立店で 45.6%、チェーン店で 23.5%となっている。

（ブロック別）

リスク分類別の陳列が不明瞭だったのは、四国で 53.5%と最も高くなっている。

※「リスク分類別の陳列」とは、店舗を訪問した調査員が店舗内を一般消費者目線で確認した際、第２類・第３類医薬品が混在しないように、リスク分類別に明確に区分されていると判断した陳列。

※「第 2 類・第 3 類の区分は曖昧」の多くは、一部の医薬品についてはリスク分類別の陳列が確認できたが、その他の医薬品については確認ができなかったものである。また、医薬品が従事者やカウンターの後方などに陳列されていて、陳列状況が確認できなかった場合も含まれる。

図Ⅱ-4

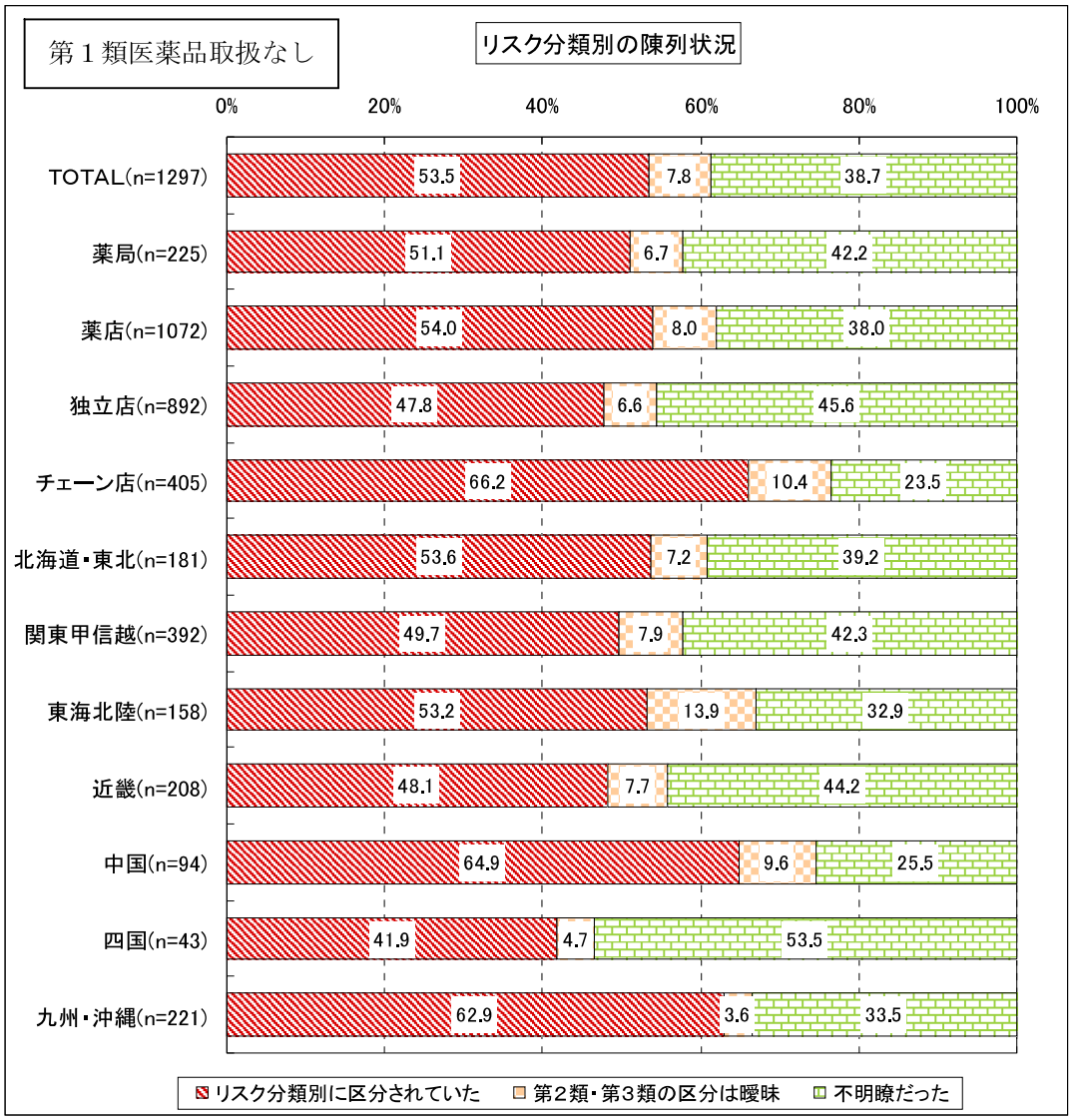
第１類医薬品取扱なし
リスク分類別の陳列状況
0%
20%
40%
60%
80%
100%
TOTAL(n=1297)
53.5
7.8
38.7
薬局(n=225)
51.1
6.7
42.2
薬店(n=1072)
54.0
8.0
38.0
独立店(n=892)
47.8
6.6
45.6
チェーン店(n=405)
66.2
10.4
23.5
北海道・東北(n=181)
53.6
7.2
39.2
関東甲信越(n=392)
49.7
7.9
42.3
東海北陸(n=158)
53.2
13.9
32.9
近畿(n=208)
48.1
7.7
44.2
中国(n=94)
64.9
9.6
25.5
四国(n=43)
41.9
4.7
53.5
九州・沖縄(n=221)
62.9
3.6
33.5
リスク分類別に区分されていた
第２類・第３類の区分は曖昧
不明瞭だった

（３）リスク分類別の陳列状況

③　従事者の名札の有無別（第１類医薬品の取扱がある店舗の場合）

第１類医薬品を取り扱う店舗（2694 件）について、従事者の名札の有無別にみると、リスク分類別の陳列が不明瞭だったのは、「名札は全員つけていなかった」が 28.8%と最も高くなっている（図Ⅱ-5）。

図Ⅱ-5

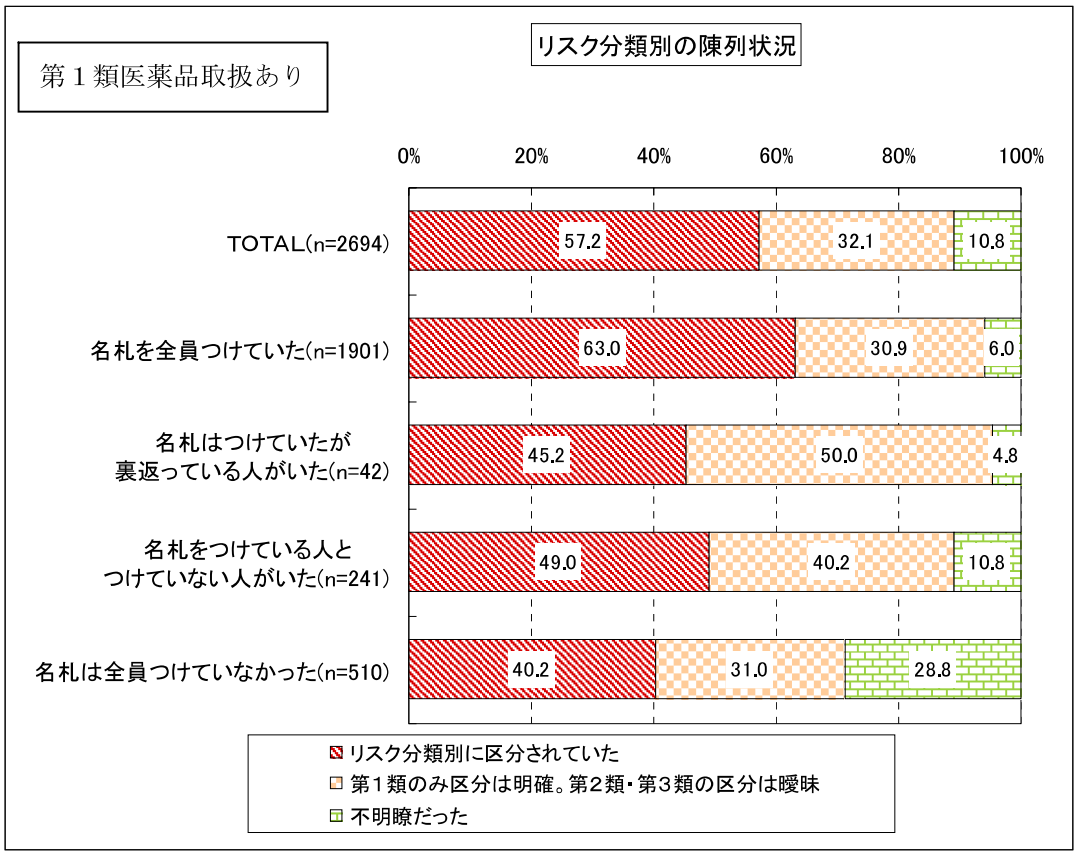

（３）リスク分類別の陳列状況

④従事者の名札の有無別（第１類医薬品の取扱がない店舗の場合）

第１類医薬品の取扱がない店舗（1297 件）について、従事者の名札の有無別にみると、リスク分類別の陳列が不明瞭だったのは、「名札は全員つけていなかった」が 53.1%と最も高くなっている（図Ⅱ-6）。

図Ⅱ-6

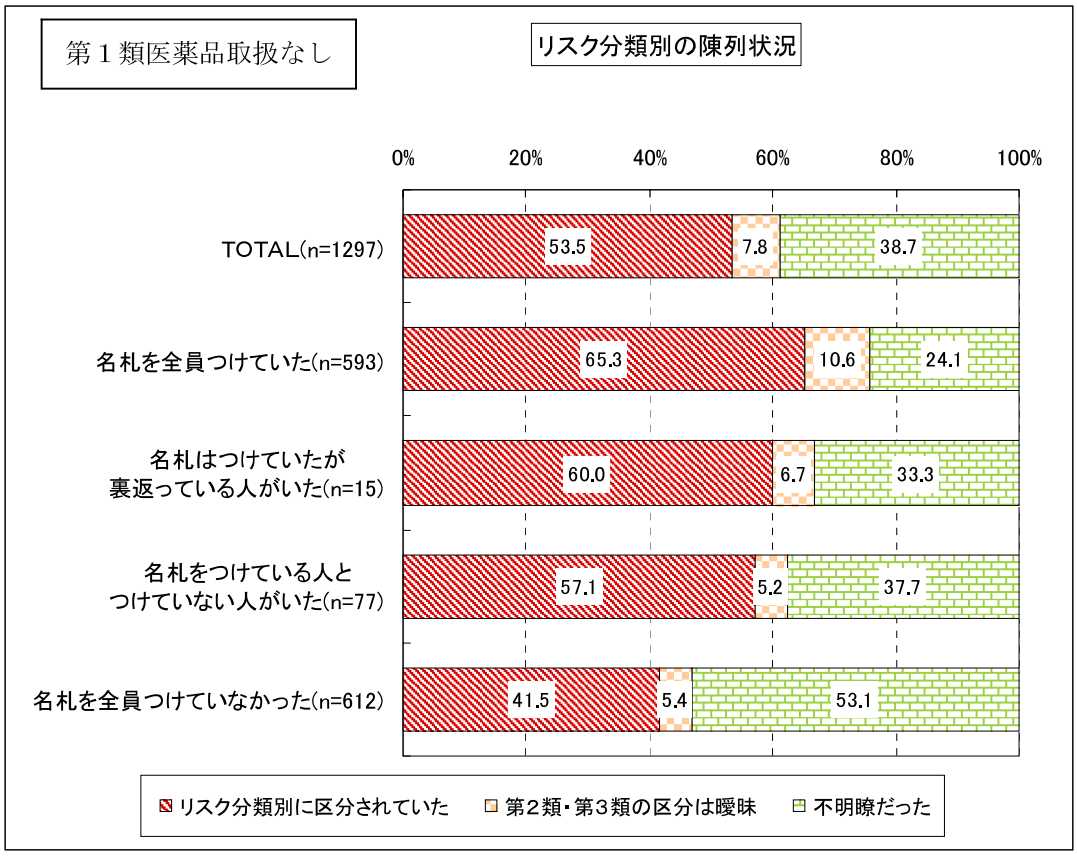

（４）従事者の名札の有無

①全体

調査店舗全体（3991 件）のうち、店舗の従事者全員が名札をつけていなかったのは、全体の 28.1%となっている（図Ⅱ-7）。

（業態別）

店舗の従事者全員が名札を全員つけていなかったのは、薬局で 22.8%、薬店で 33.2%となっている。

（経営形態別）

店舗の従事者全員が名札をつけていなかったのは、独立店で 52.4%、チェーン店で 1.8%となっている。

（ブロック別）

店舗の従事者全員が名札をつけていなかったのは、中国で 33.3%と最も高くなっている。

※調査時に店舗内の従事者が 1 名であり、かつ、名札をつけていなかった場合は、「従事者全員が名札をつけていなかった」に分類した。

図Ⅱ-7

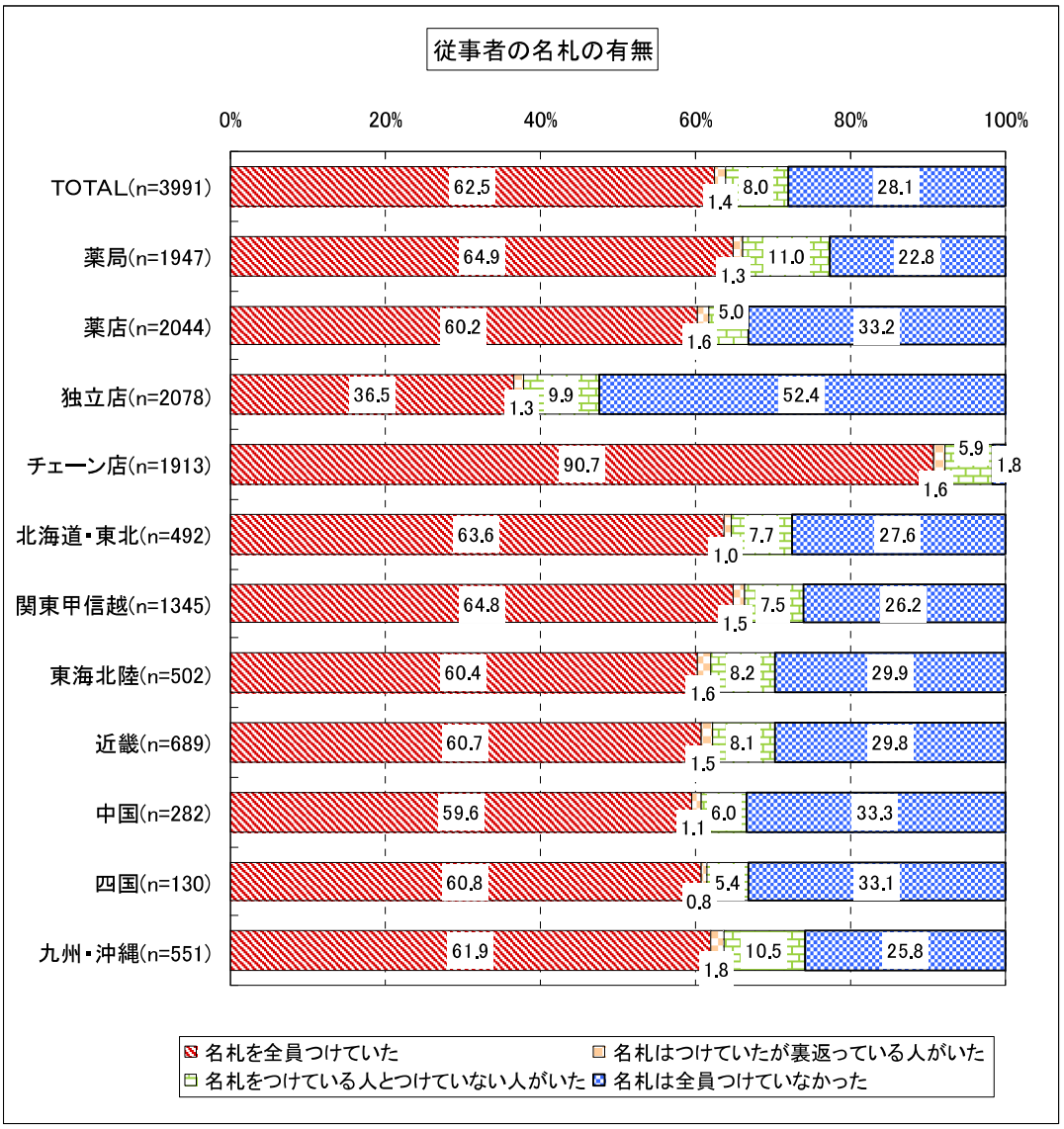
従事者の名札の有無
0%
20%
40%
60%
80%
100%
TOTAL(n=3991)
62.5
1.4
8.0
28.1
薬局(n=1947)
64.9
1.3
11.0
22.8
薬店(n=2044)
60.2
1.6
5.0
33.2
独立店(n=2078)
36.5
1.3
9.9
52.4
チェーン店(n=1913)
90.7
1.6
5.9
1.8
北海道・東北(n=492)
63.6
1.0
7.7
27.6
関東甲信越(n=1345)
64.8
1.5
7.5
26.2
東海北陸(n=502)
60.4
1.6
8.2
29.9
近畿(n=689)
60.7
1.5
8.1
29.8
中国(n=282)
59.6
1.1
6.0
33.3
四国(n=130)
60.8
0.8
5.4
33.1
九州・沖縄(n=551)
61.9
1.8
10.5
25.8
名札を全員つけていた
名札はつけていたが裏返っている人がいた
名札をつけている人とつけていない人がいた
名札は全員つけていなかった

（４）従事者の名札の有無

② 第１類医薬品の取扱有無別

第１類医薬品の取扱有無別にみると、店舗の従事者全員が名札をつけていなかったのは、「第１類医薬品の取扱あり」が 18.9%、「第１類医薬品の取扱なし」が 47.2%となっている（図Ⅱ-8）。

図Ⅱ-8

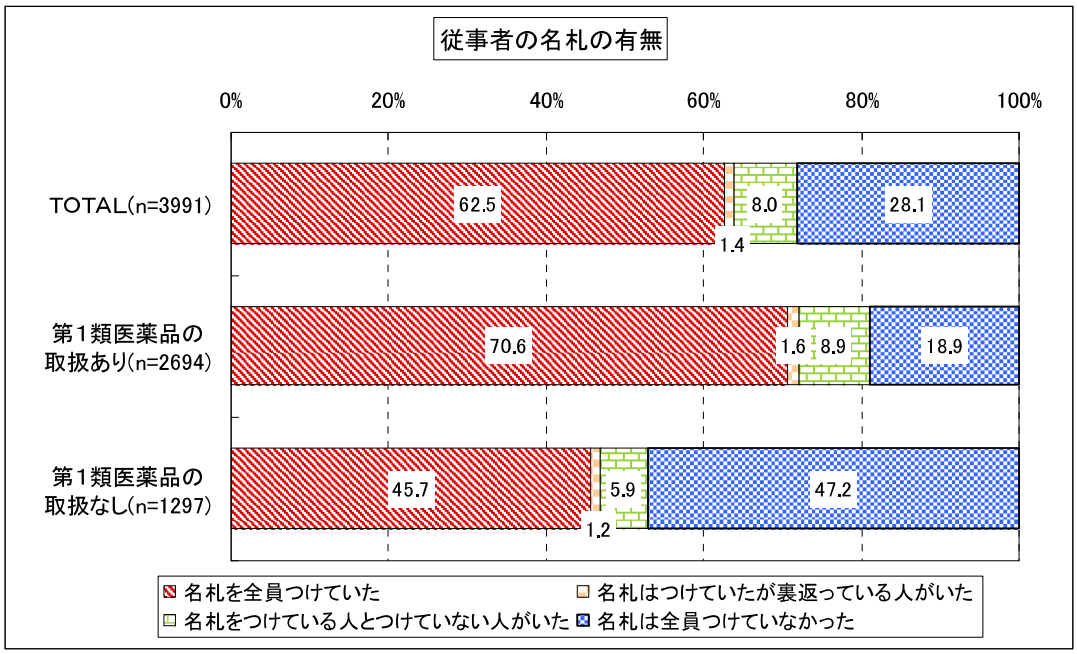

（４）従事者の名札の有無

③　第１類医薬品の陳列状況別

第１類医薬品を取り扱う店舗（2694 件）について、第１類医薬品の陳列状況別にみると、店舗の従事者全員が名札をつけていなかったのは、「第１類医薬品が規定どおり陳列されていなかった」で 53.1%となっている（図Ⅱ-9）。

図Ⅱ-9

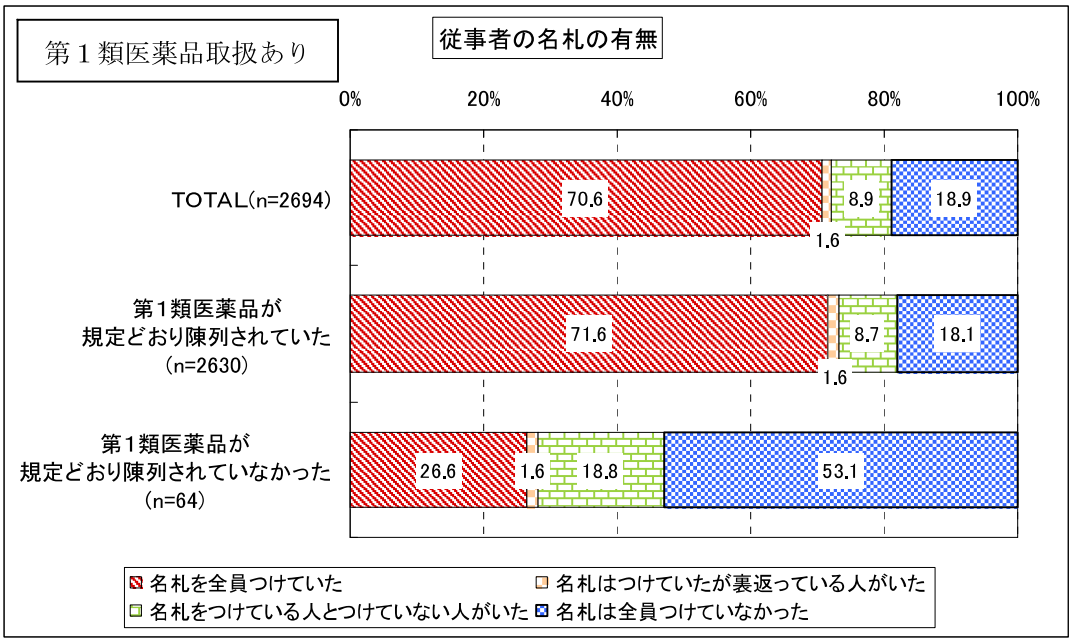

（４）従事者の名札の有無

④　リスク分類別の陳列状況別（第１類医薬品の取扱がある店舗の場合）

第１類医薬品を取り扱う店舗（2694 件）について、リスク分類別の陳列状況別でみると、店舗の従事者全員が名札をつけていなかったのは、「不明瞭だった」で 50.9%となっている（図Ⅱ-10）。

図Ⅱ-10

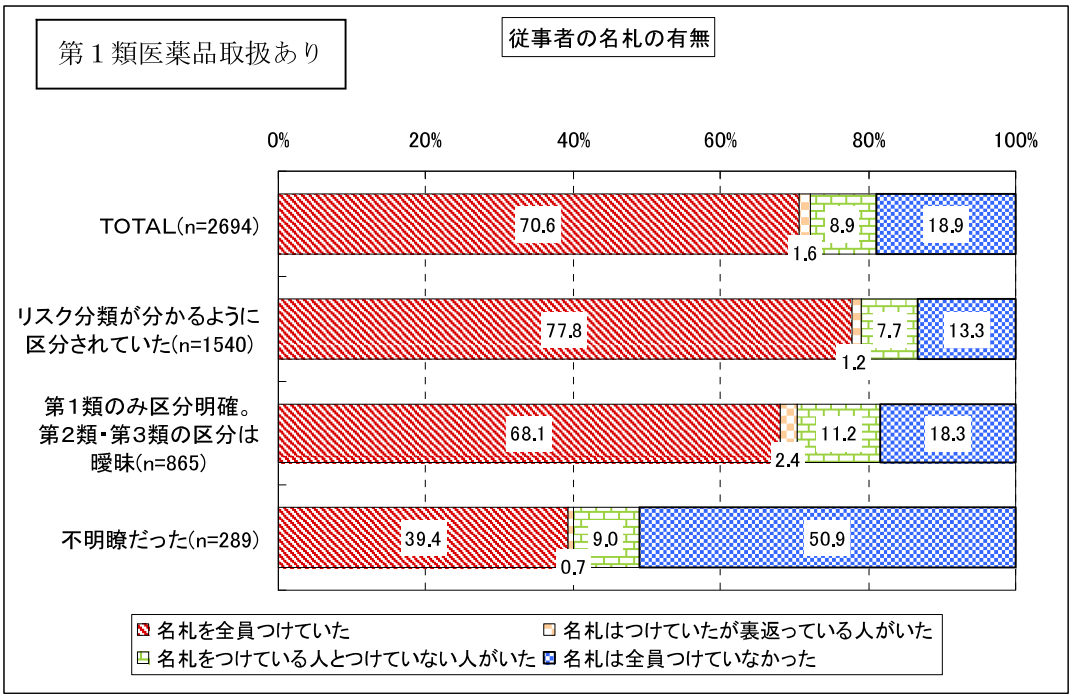

（４）従事者の名札の有無

⑤　リスク分類による陳列状況別（第１類医薬品の取扱がない店舗の場合）

第１類医薬品の取扱がない店舗（1297 件）で、リスク分類別の陳列状況別にみると、店舗の従事者全員が名札をつけていなかったのは、「不明瞭だった」で 64.7%となっている（図Ⅱ-11）。

図Ⅱ-11

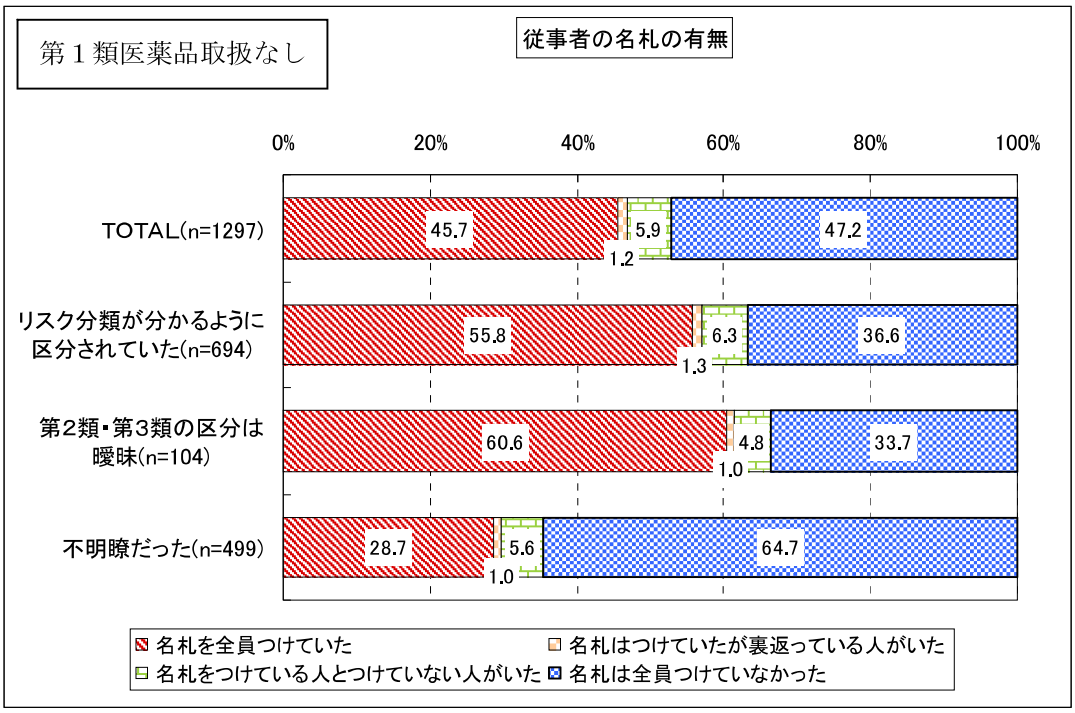

（５）リスク分類の定義・解説の掲示の有無

調査店舗全体（3991 件）のうち、リスク分類の定義・解説の掲示を確認できたのは、全体の 29.8%となっている（図Ⅱ-12）。

（業態別）

リスク分類の定義・解説の掲示を確認できたのは、薬局で 31.5%、薬店で 28.1%となっている。

（経営形態別）

リスク分類の定義・解説の掲示を確認できたのは、独立店で 16.0%、チェーン店で 44.7%となっている。

（ブロック別）

リスク分類の定義・解説の掲示を確認できたのは、近畿で 32.4%と最も高くなっている。

※リスク分類の定義・解説の掲示は、平成２４年５月３１日まで経過措置がとられている。

図Ⅱ-12

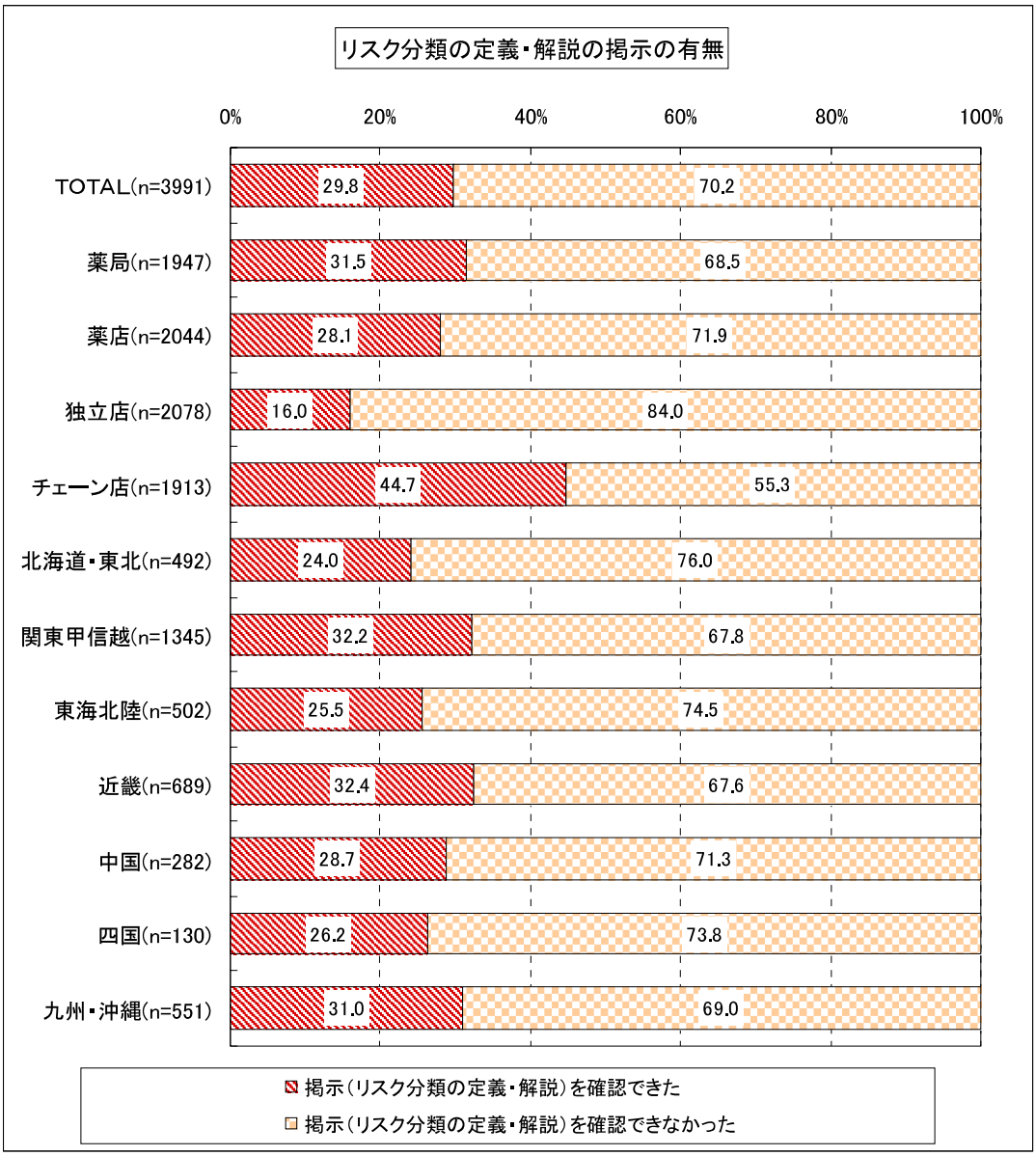
リスク分類の定義・解説の掲示の有無
0%
20%
40%
60%
80%
100%
TOTAL(n=3991)
29.8
70.2
薬局(n=1947)
31.5
68.5
薬店(n=2044)
28.1
71.9
独立店(n=2078)
16.0
84.0
チェーン店(n=1913)
44.7
55.3
北海道・東北(n=492)
24.0
76.0
関東甲信越(n=1345)
32.2
67.8
東海北陸(n=502)
25.5
74.5
近畿(n=689)
32.4
67.6
中国(n=282)
28.7
71.3
四国(n=130)
26.2
73.8
九州・沖縄(n=551)
31.0
69.0
掲示(リスク分類の定義・解説)を確認できた
掲示(リスク分類の定義・解説)を確認できなかった

（６）第１類医薬品の情報提供に関する解説の掲示の有無

第１類医薬品を取り扱う店舗（2694 件）のうち、第１類医薬品の情報提供に関する解説の掲示を確認できたのは、48.0%となっている（図Ⅱ-13）。

（業態別）

第１類医薬品を取り扱う店舗で、第１類医薬品の情報提供に関する解説の掲示を確認できたのは、薬局で 43.1%、薬店で 56.6%となっている。

（経営形態別）

第１類医薬品を取り扱う店舗で、第１類医薬品の情報提供に関する解説の掲示を確認できたのは、独立店で 21.1%、チェーン店で 69.2%となっている。

（ブロック別）

第１類医薬品を取り扱う店舗で、第１類医薬品の情報提供に関する解説の掲示を確認できたのは、東海北陸で 52.3%と最も高くなっている。

※第１類医薬品の情報提供に関する解説の掲示は、平成２４年５月３１日まで経過措置がとられている。

図Ⅱ-13

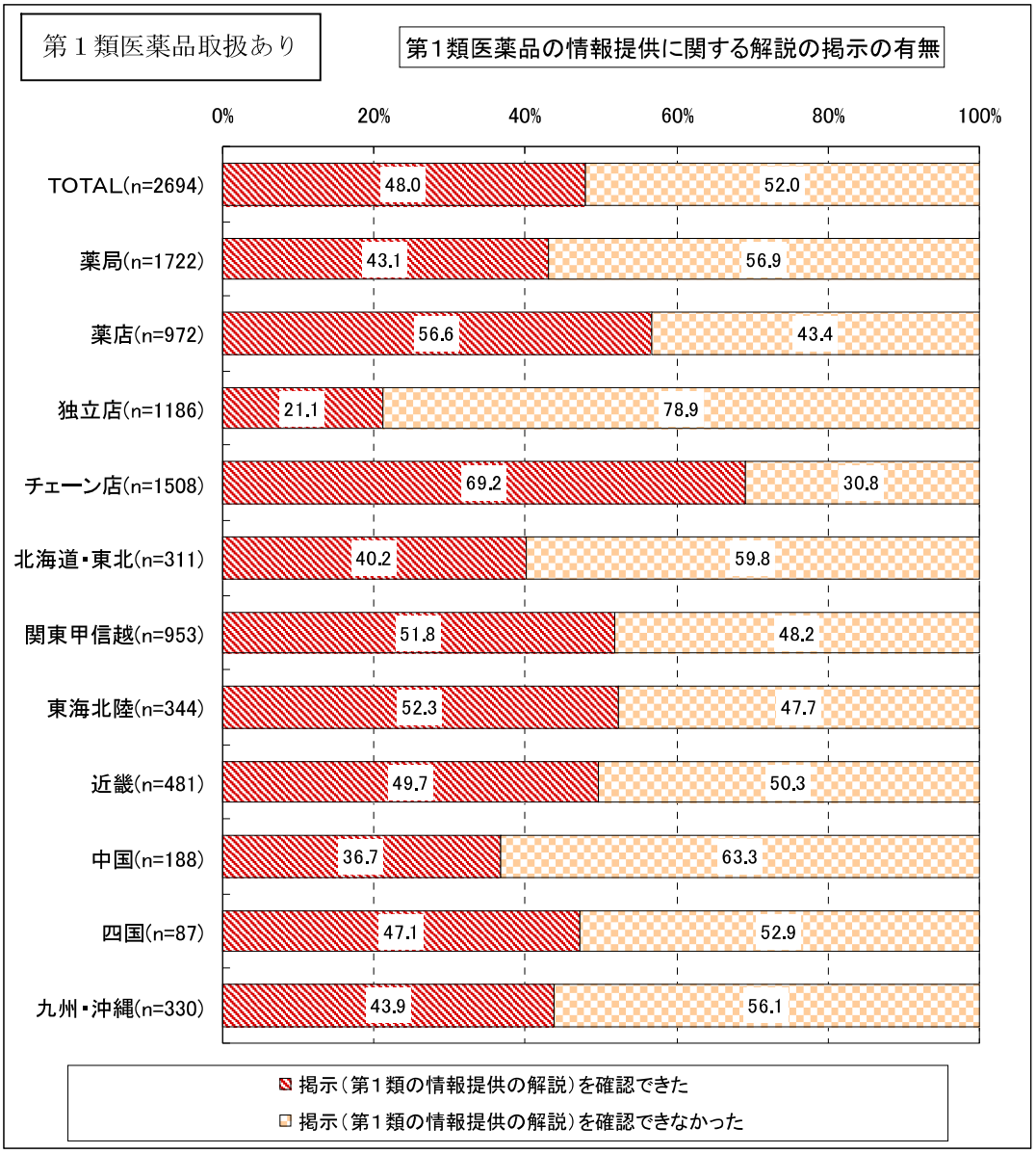
第１類医薬品取扱あり
第１類医薬品の情報提供に関する解説の掲示の有無
0%
20%
40%
60%
80%
100%
TOTAL(n=2694)
48.0
52.0
薬局(n=1722)
43.1
56.9
薬店(n=972)
56.6
43.4
独立店(n=1186)
21.1
78.9
チェーン店(n=1508)
69.2
30.8
北海道・東北(n=311)
40.2
59.8
関東甲信越(n=953)
51.8
48.2
東海北陸(n=344)
52.3
47.7
近畿(n=481)
49.7
50.3
中国(n=188)
36.7
63.3
四国(n=87)
47.1
52.9
九州・沖縄(n=330)
43.9
56.1
掲示（第１類の情報提供の解説）を確認できた
掲示（第１類の情報提供の解説）を確認できなかった

（７）相談時の対応方法に関する解説の掲示の有無

調査店舗全体（3991 件）のうち、相談時の対応方法に関する解説の掲示を確認できたのは、全体の 29.6%となっている（図Ⅱ-14）。

（業態別）

相談時の対応方法に関する解説の掲示を確認できたのは、薬局で 30.5%、薬店で 28.7%となっている。

（経営形態別）

相談時の対応方法に関する解説の掲示を確認できたのは、独立店で 14.1%、チェーン店で 46.3%となっている。

（ブロック別）

相談時の対応方法に関する解説の掲示を確認できたのは、関東甲信越で 31.4%と最も高くなっている。

※相談時の対応方法に関する解説の掲示は、平成２４年５月３１日まで経過措置がとられている。

図Ⅱ-14

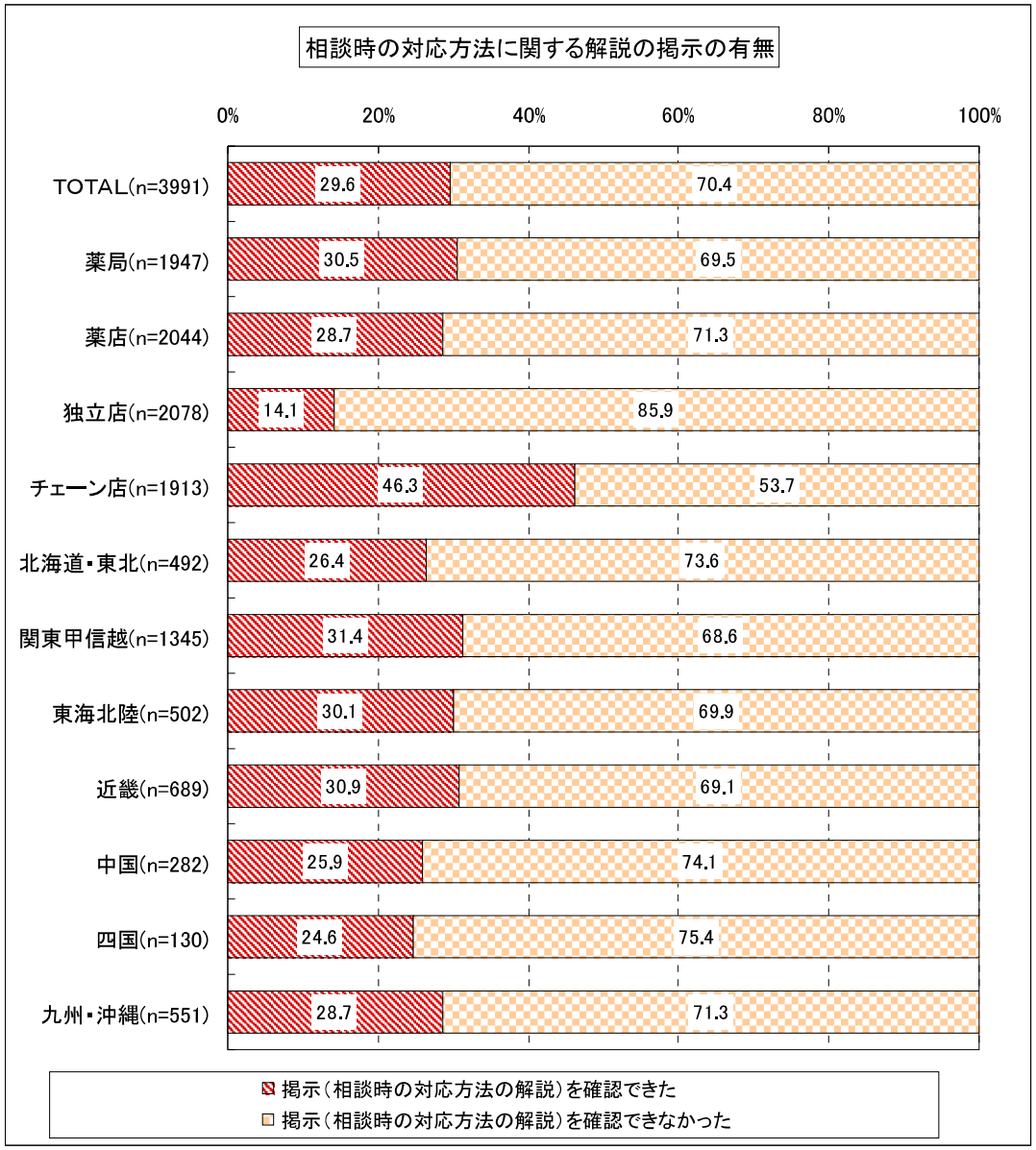
相談時の対応方法に関する解説の掲示の有無
0%
20%
40%
60%
80%
100%
TOTAL(n=3991)
29.6
70.4
薬局(n=1947)
30.5
69.5
薬店(n=2044)
28.7
71.3
独立店(n=2078)
14.1
85.9
チェーン店(n=1913)
46.3
53.7
北海道・東北(n=492)
26.4
73.6
関東甲信越(n=1345)
31.4
68.6
東海北陸(n=502)
30.1
69.9
近畿(n=689)
30.9
69.1
中国(n=282)
25.9
74.1
四国(n=130)
24.6
75.4
九州・沖縄(n=551)
28.7
71.3
掲示（相談時の対応方法の解説）を確認できた
掲示（相談時の対応方法の解説）を確認できなかった

（８）第１類医薬品販売における対応状況

①　第１類医薬品購入時の情報提供者

第１類調査を行った店舗（1949 件）において、第１類医薬品購入時の情報提供者（情報提供がなかった場合には、購入時に対応した店舗従事者）が薬剤師であった場合が、70.4%となっている。また、情報提供者が、名札未着用などの理由により、薬剤師、登録販売者、一般従事者のいずれであったのか確認できなかった場合が、23.4%となっている（図Ⅱ-15）。

（業態別）

第１類医薬品購入時の情報提供者が薬剤師であった場合は、薬局で 65.8%、薬店で 75.9%となっており、薬店が 10.1 ポイント高くなっている。

（経営形態別）

第１類医薬品購入時の情報提供者が薬剤師であった場合は、独立店で 44.2%、チェーン店 88.4%となっており、チェーン店が 44.2 ポイント高くなっている。

（ブロック別）

第１類医薬品購入時の情報提供者が薬剤師であった場合は、四国で 73.5%と最も高くなっている。

※第１類医薬品の購入時に情報提供がなかった場合には、「購入時（代金支払時）に対応した店舗従事者」について調査した。

※「一般従事者」とは、名札に一般従事者と明記されていたか、名前のみ記載されていたものとした。

図Ⅱ-15

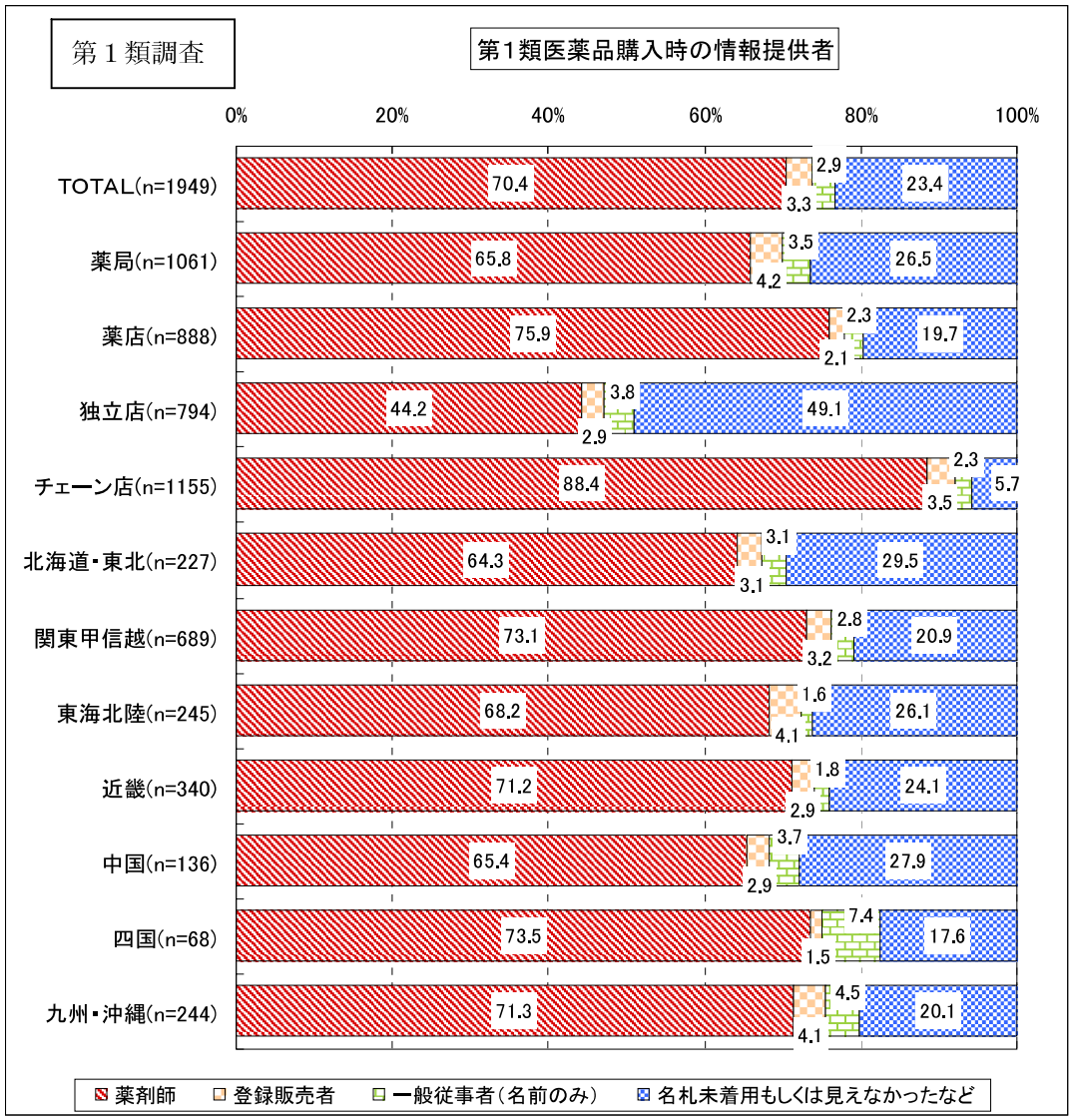
第１類調査
第1類医薬品購入時の情報提供者
0%
20%
40%
60%
80%
100%
TOTAL(n=1949)
70.4
2.9
3.3
23.4
薬局(n=1061)
65.8
3.5
4.2
26.5
薬店(n=888)
75.9
2.3
2.1
19.7
独立店(n=794)
44.2
3.8
2.9
49.1
チェーン店(n=1155)
88.4
2.3
3.5
5.7
北海道・東北(n=227)
64.3
3.1
3.1
29.5
関東甲信越(n=689)
73.1
2.8
3.2
20.9
東海北陸(n=245)
68.2
1.6
4.1
26.1
近畿(n=340)
71.2
1.8
2.9
24.1
中国(n=136)
65.4
3.7
2.9
27.9
四国(n=68)
73.5
7.4
1.5
17.6
九州・沖縄(n=244)
71.3
4.5
4.1
20.1
薬剤師
登録販売者
一般従事者（名前のみ）
名札未着用もしくは見えなかったなど

（８）第１類医薬品販売における対応状況

②第１類医薬品購入時の説明

第１類調査を行った店舗（1949 件）のうち、「購入前に文書を用いて詳細な説明があった」のは、50.5%となっている。また、「購入前に文書を渡されたが詳細な説明はなかった」、「購入前に口頭のみでの説明があった」、「購入前には説明自体がなかった」は、それぞれ、7.1%、22.5%、19.8%となっている（図Ⅱ-16）。

（業態別）

第１類調査を行った店舗で、「購入前に文書を用いて詳細な説明があった」のは、薬局で 46.5%、薬店で 55.4%となっている。

（経営形態別）

第１類調査を行った店舗で、「購入前に文書を用いて詳細な説明があった」のは、独立店で 33.9%、チェーン店で 62.0%となっている。

（ブロック別）

第１類医薬品で調査をした店舗で、「購入前に文書を用いて詳細な説明があった」のは、東海北陸が 58.0%と最も高くなっている。

※本調査において「購入時の説明があった」とは、購入前（代金支払前）に情報提供があったものとした。

※「購入前に説明がなかった」には、代金支払時（購入時）又は支払後（購入後）に、文書を用いた説明又は口頭の説明があった場合が含まれる。

※調査員は、調査方法として、購入しようとする際に情報提供を要しない旨の意志表明はしないものとした。

図Ⅱ-16

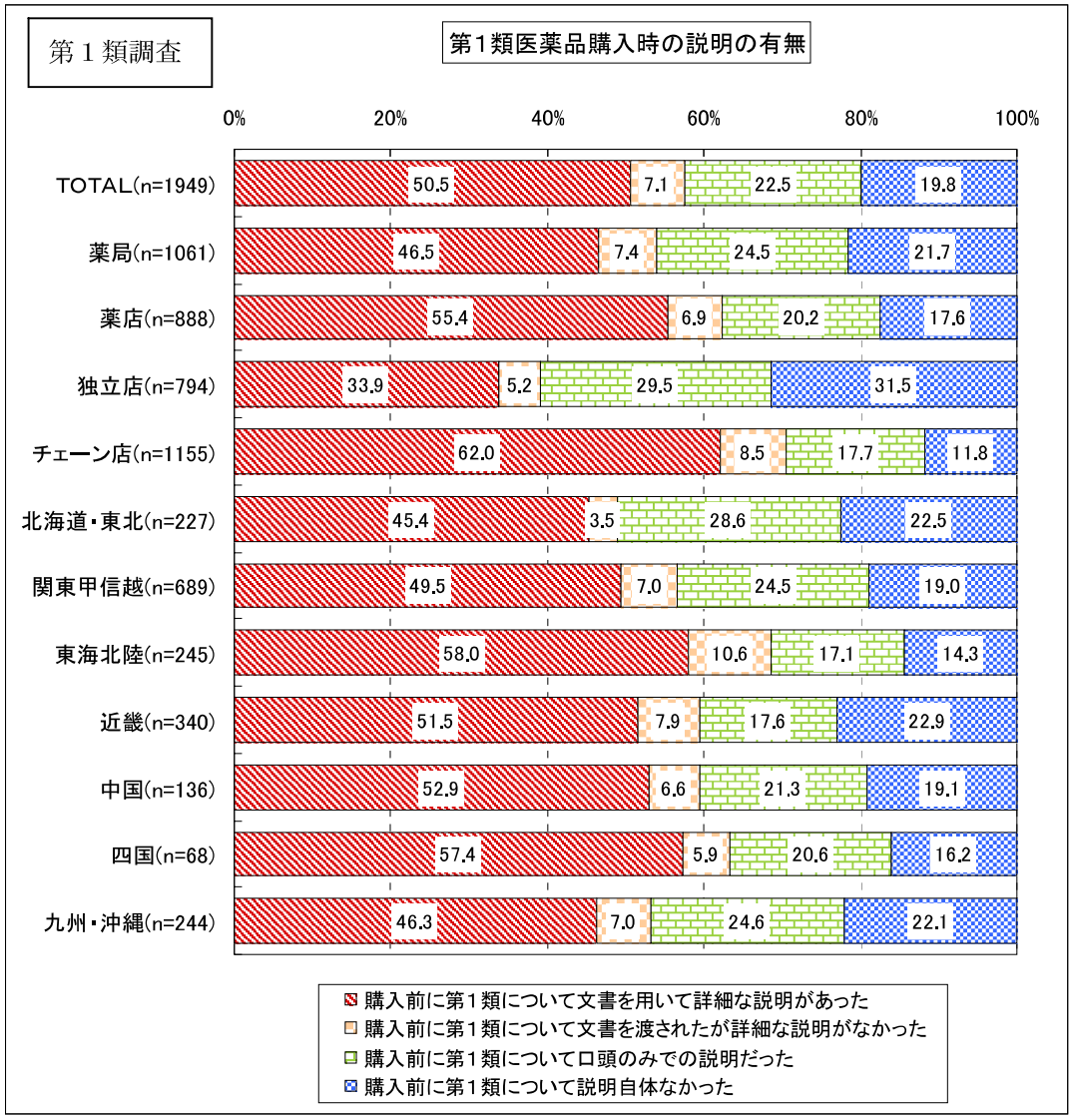
第１類調査
第1類医薬品購入時の説明の有無
0%
20%
40%
60%
80%
100%
TOTAL(n=1949) 50.5 7.1 22.5 19.8
薬局(n=1061) 46.5 7.4 24.5 21.7
薬店(n=888) 55.4 6.9 20.2 17.6
独立店(n=794) 33.9 5.2 29.5 31.5
チェーン店(n=1155) 62.0 8.5 17.7 11.8
北海道・東北(n=227) 45.4 3.5 28.6 22.5
関東甲信越(n=689) 49.5 7.0 24.5 19.0
東海北陸(n=245) 58.0 10.6 17.1 14.3
近畿(n=340) 51.5 7.9 17.6 22.9
中国(n=136) 52.9 6.6 21.3 19.1
四国(n=68) 57.4 5.9 20.6 16.2
九州・沖縄(n=244) 46.3 7.0 24.6 22.1
購入前に第１類について文書を用いて詳細な説明があった
購入前に第１類について文書を渡されたが詳細な説明がなかった
購入前に第１類について口頭のみでの説明だった
購入前に第１類について説明自体なかった

（８）第１類医薬品販売における対応状況

③　第１類医薬品購入時の説明（従事者の名札の有無別）

第１類調査を行った店舗（1949 件）における第１類医薬品購入時の説明について、従事者の名札の有無別にみると、「購入前に文書を用いて詳細な説明があった」のは、「名札を全員つけていた」が、62.2%と最も高くなっている（図Ⅱ-17）。

図Ⅱ-17

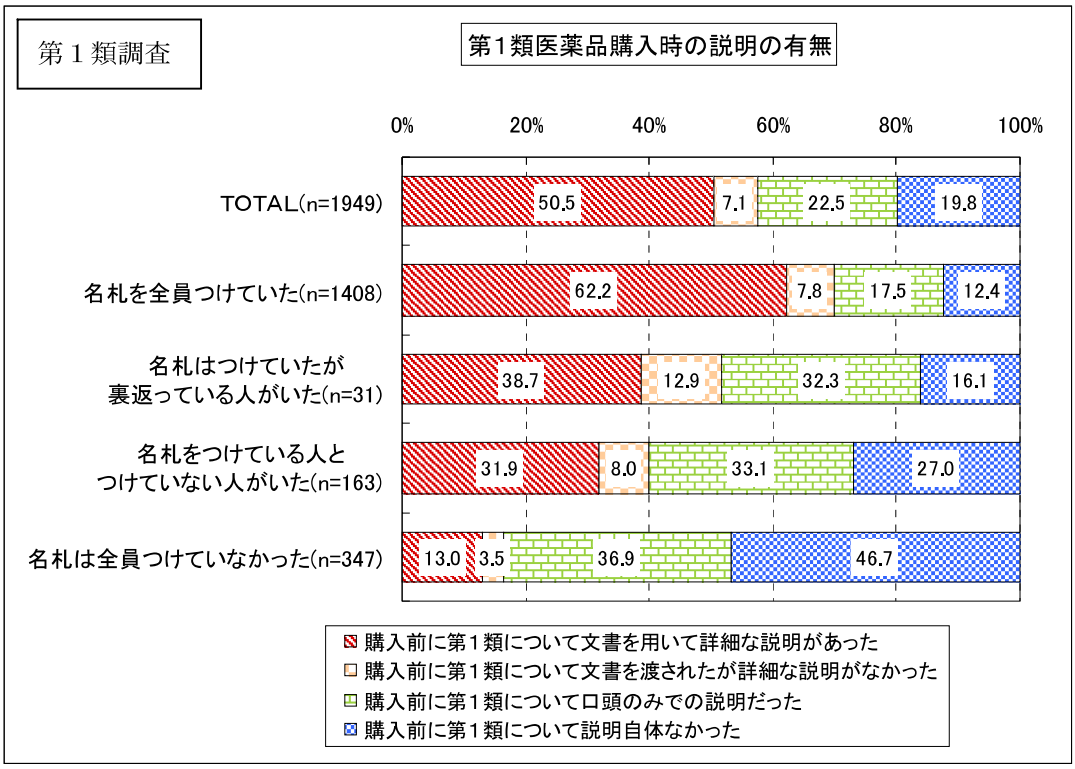

（９）第２類・第３類医薬品販売における対応状況

①　第２類・第３類医薬品相談時の情報提供者

第２類・第３類調査を実施した店舗（2042 件）において、調査員が第２類・第３類医薬品について相談した際の情報提供者は「薬剤師」、「登録販売者」を合わせると、49.2%となっている。また、情報提供者が、名札未着用などの理由により、薬剤師、登録販売者、一般従事者のいずれであったのか確認できなかった場合が、42.9%となっている（図Ⅱ-18）。

（業態別）

第２類・第３類医薬品相談時の情報提供者は、「薬剤師」、「登録販売者」を合わせると、薬局では 58.0%、薬店では 42.6%となっており、薬局が 15.4 ポイント高くなっている。

（経営形態別）

第２類・第３類医薬品相談時の情報提供者は、「薬剤師」、「登録販売者」を合わせて、独立店で 33.1%、チェーン店で 76.5%となっており、チェーン店が 43.4 ポイント高くなっている。

（ブロック別）

第２類・第３類医薬品相談時の情報提供者は、「薬剤師」、「登録販売者」を合わせて、北海道・東北で 57.7%と最も高くなっている。

※「第２類・第３類医薬品の相談」とは、調査員が医薬品の商品名を告げた後に、効果などについて質問すること。

※「情報提供者」とは、当該質問に対して回答した店舗従事者とした。

図Ⅱ-18

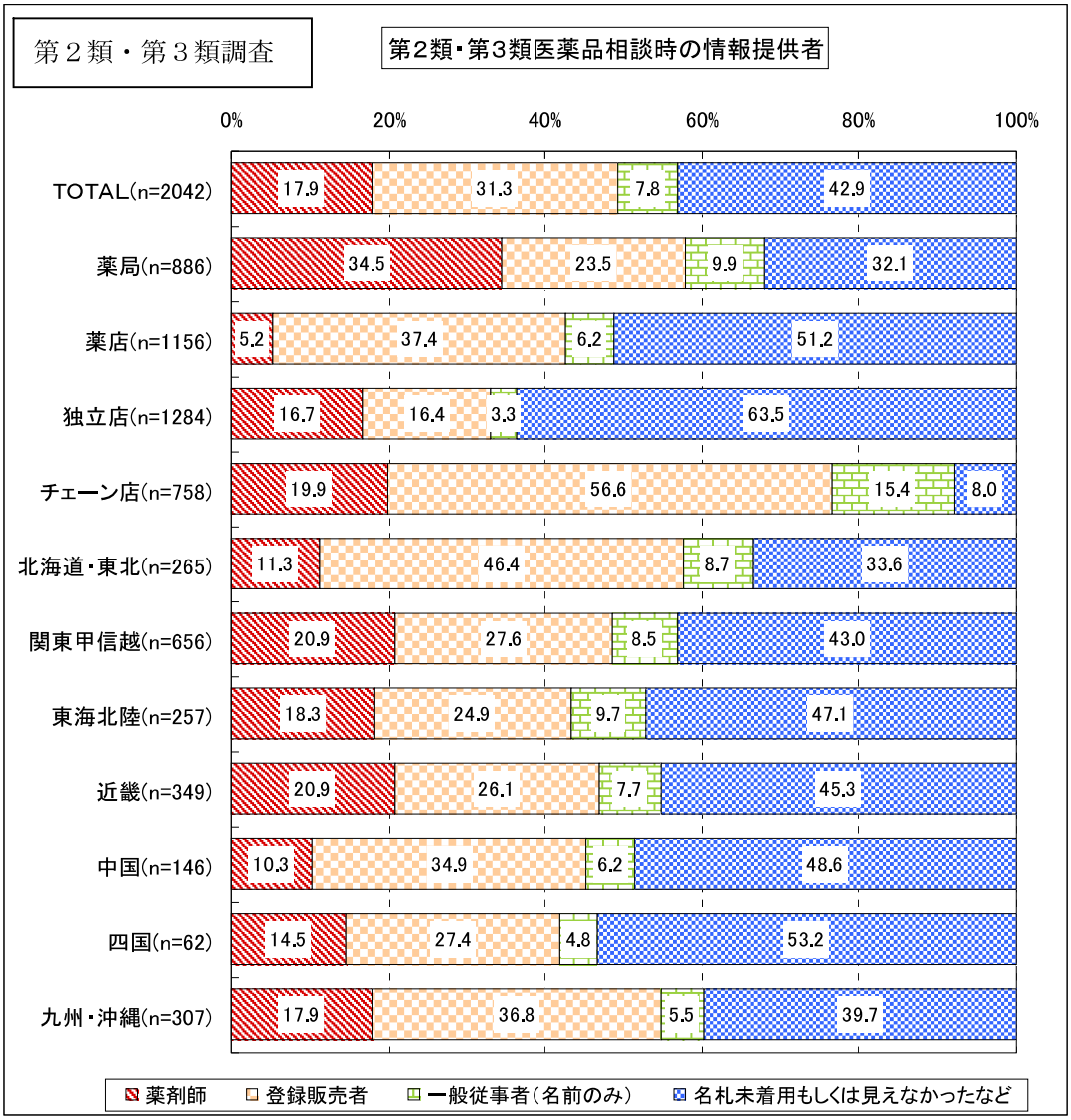
第２類・第３類調査
第2類・第3類医薬品相談時の情報提供者
0%
20%
40%
60%
80%
100%
TOTAL(n=2042) 17.9 31.3 7.8 42.9
薬局(n=886) 34.5 23.5 9.9 32.1
薬店(n=1156) 5.2 37.4 6.2 51.2
独立店(n=1284) 16.7 16.4 3.3 63.5
チェーン店(n=758) 19.9 56.6 15.4 8.0
北海道・東北(n=265) 11.3 46.4 8.7 33.6
関東甲信越(n=656) 20.9 27.6 8.5 43.0
東海北陸(n=257) 18.3 24.9 9.7 47.1
近畿(n=349) 20.9 26.1 7.7 45.3
中国(n=146) 10.3 34.9 6.2 48.6
四国(n=62) 14.5 27.4 4.8 53.2
九州・沖縄(n=307) 17.9 36.8 5.5 39.7
薬剤師
登録販売者
一般従事者（名前のみ）
名札未着用もしくは見えなかったなど

（９）第２類・第３類医薬品販売における対応状況

②　相談前の情報提供の有無

第２類・第３類調査を実施した店舗（2042 件）のうち、調査員が相談する前に店舗従事者から情報提供があったのは、47.4%となっている（図Ⅱ-19）。

（業態別）

調査員が相談する前に情報提供があったのは、薬局で 45.9%、薬店で 48.4%となっている。

（経営形態別）

調査員が相談する前に情報提供があったのは、独立店で 48.8%、チェーン店で 44.9%となっている。

（ブロック別）

調査員が相談する前に情報提供があったのは、中国で 51.4%と最も高くなっている。

図Ⅱ-19

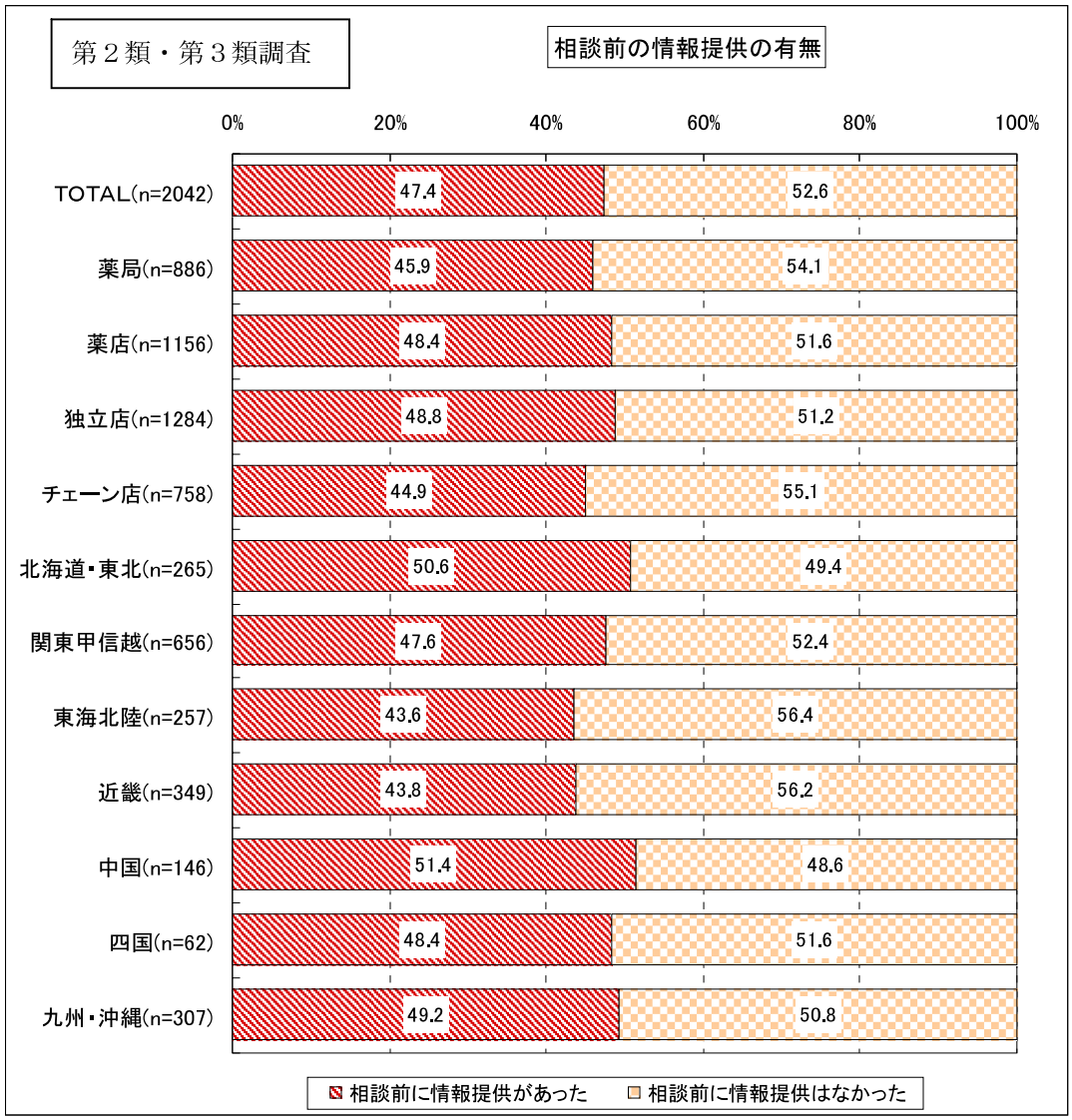
第２類・第３類調査
相談前の情報提供の有無
0%
20%
40%
60%
80%
100%
TOTAL(n=2042)
47.4
52.6
薬局(n=886)
45.9
54.1
薬店(n=1156)
48.4
51.6
独立店(n=1284)
48.8
51.2
チェーン店(n=758)
44.9
55.1
北海道・東北(n=265)
50.6
49.4
関東甲信越(n=656)
47.6
52.4
東海北陸(n=257)
43.6
56.4
近畿(n=349)
43.8
56.2
中国(n=146)
51.4
48.6
四国(n=62)
48.4
51.6
九州・沖縄(n=307)
49.2
50.8
相談前に情報提供があった
相談前に情報提供はなかった

（９）第２類・第３類医薬品販売における対応状況

③　相談前の情報提供の有無　（情報提供者別）

第２類・第３類調査を実施した店舗（2042 件）について、情報提供者別にみると、「調査員が質問する前に情報提供があった」のは、薬剤師が 60.4%と最も高くなっている（図Ⅱ-20）。

図Ⅱ-20

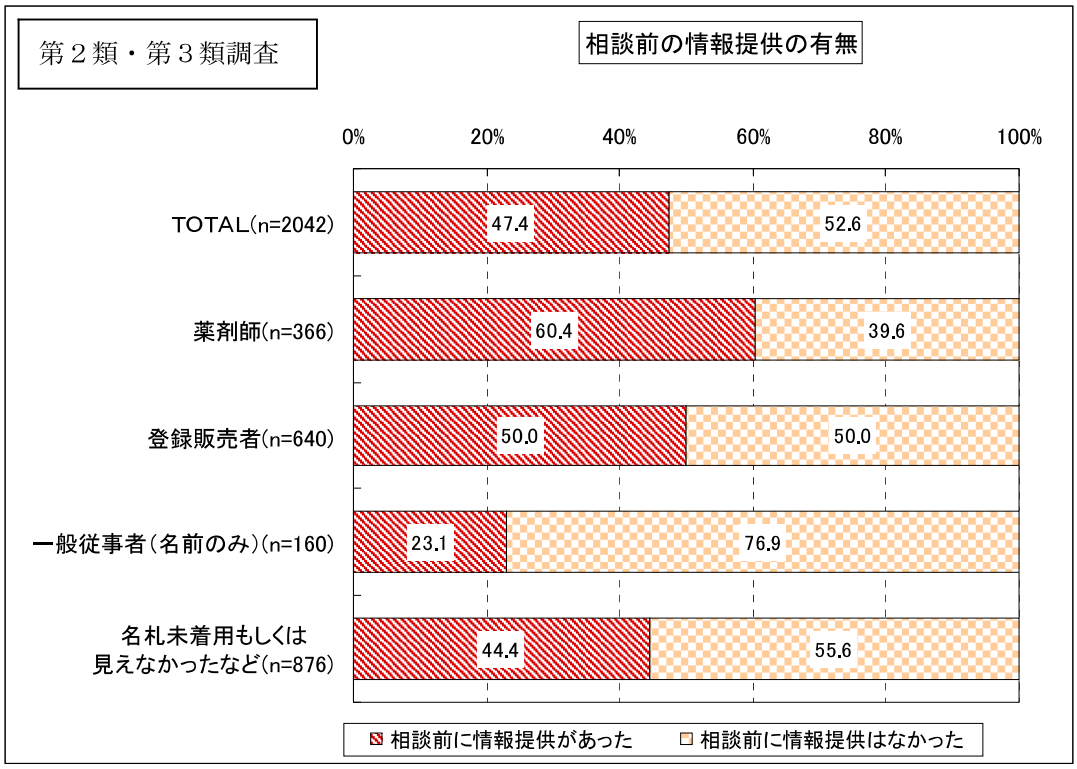

（９）第２類・第３類医薬品販売における対応状況

④　相談内容への回答

第２類・第３類調査を実施した店舗（2042 件）のうち、調査員の質問に対して適切な回答があったのは、88.2%となっている（図Ⅱ-21）。

（業態別）

適切な回答があったのは、薬局で 90.9%、薬店で 86.2%となっている。

（経営形態別）

適切な回答があったのは、独立店で 86.1%、チェーン店で 92.0%となっている。

（ブロック別）

適切な回答があったのは、東海北陸及び中国で 91.8%と最も高くなっている。

※「適切な回答」とは、調査員の質問に対する回答が、医薬品のパッケージや添付文書に記載されている内容と一致している場合とした。

図Ⅱ-21

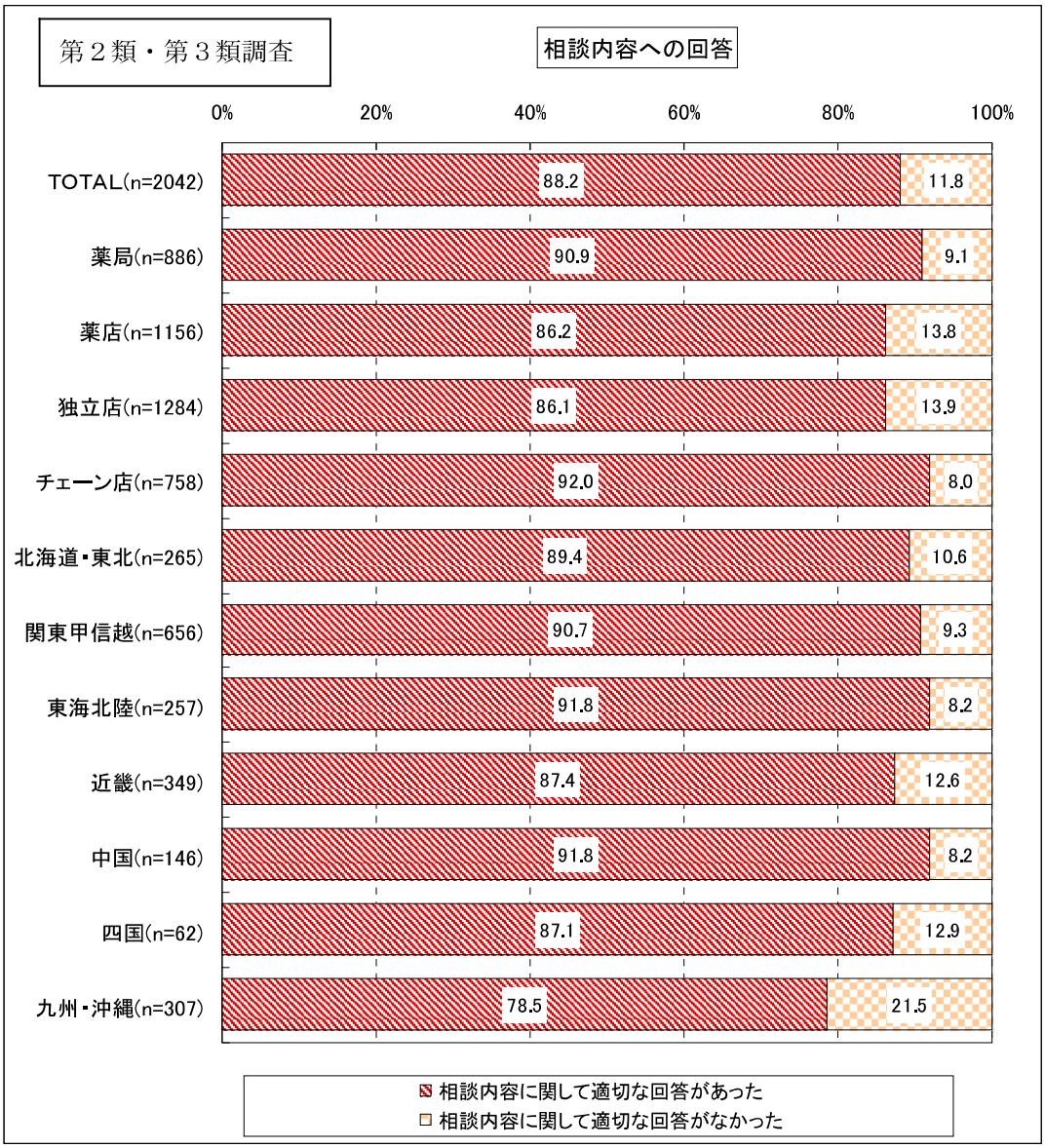
第２類・第３類調査
相談内容への回答
0%
20%
40%
60%
80%
100%
TOTAL(n=2042)
88.2
11.8
薬局(n=886)
90.9
9.1
薬店(n=1156)
86.2
13.8
独立店(n=1284)
86.1
13.9
チェーン店(n=758)
92.0
8.0
北海道・東北(n=265)
89.4
10.6
関東甲信越(n=656)
90.7
9.3
東海北陸(n=257)
91.8
8.2
近畿(n=349)
87.4
12.6
中国(n=146)
91.8
8.2
四国(n=62)
87.1
12.9
九州・沖縄(n=307)
78.5
21.5
相談内容に関して適切な回答があった
相談内容に関して適切な回答がなかった

（９）第２類・第３類医薬品販売における対応状況

⑤相談内容への回答　（従事者の名札の有無別）

第２類・第３類調査を実施した店舗（2042 件）について、従事者の名札の有無別でみると、「相談内容への適切な回答があった」のは、「名札を全員つけていた」が 92.8%と最も高くなっている（図Ⅱ-22）。

図Ⅱ-22

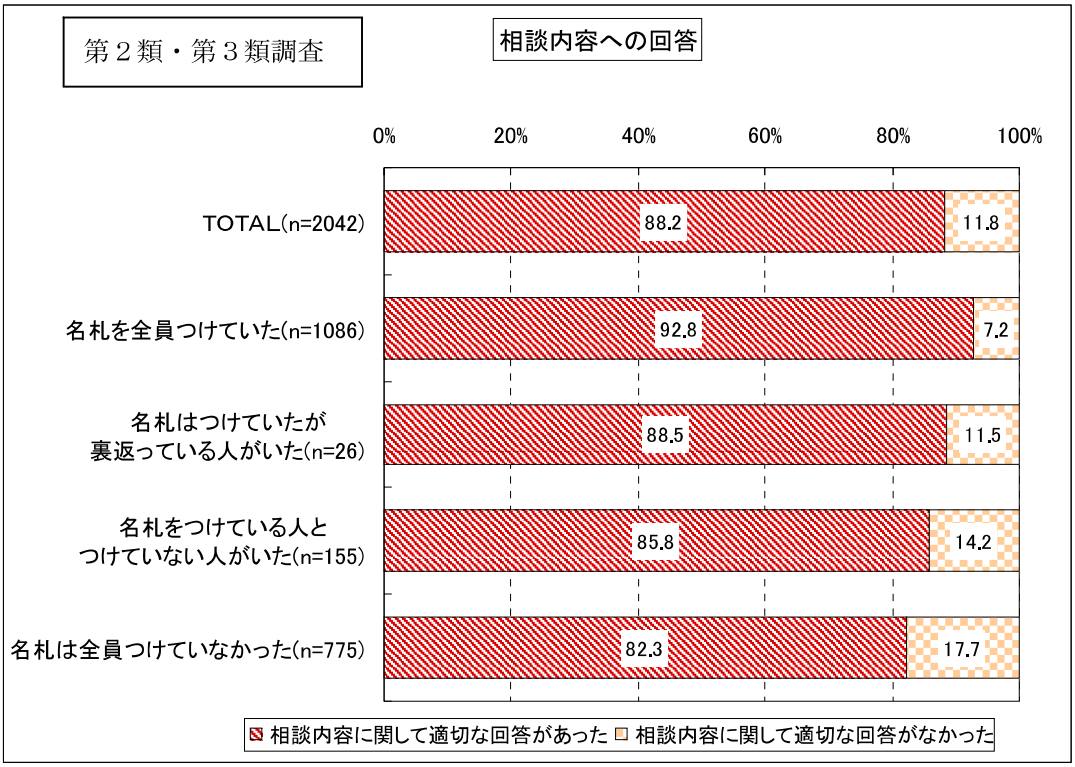

（９）第２類・第３類医薬品販売における対応状況

⑥　相談内容への回答（第２類・第３類医薬品相談時の情報提供者別）

第２類・第３類調査を実施した店舗（2042 件）のうち、第２類・第３類医薬品の情報提供者別にみると、「相談内容への適切な回答があった」のは、「薬剤師」が 97.0%、「登録販売者」が 94.5%となっている（図Ⅱ-23）。

図Ⅱ-23

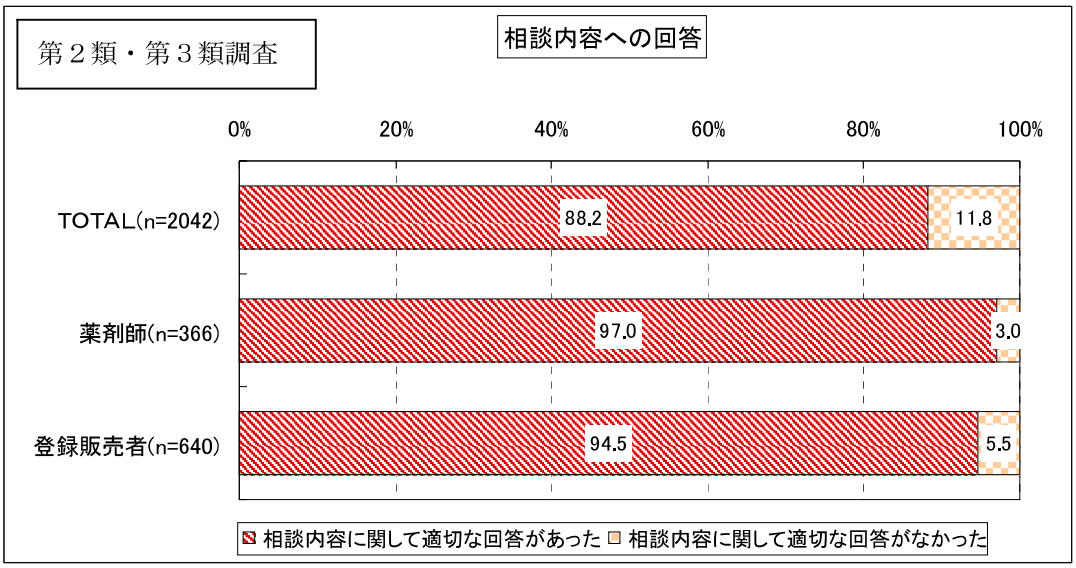

（１０）薬局における調剤室の有無

「薬局」とした店舗（1947 件）について、調剤室の有無を見ると、調剤室を確認できなかったのは 6.4%となっている（図Ⅱ-24）。

（経営形態別）

「薬局」とした店舗について、調剤室を確認できなかったのは、独立店で 9.0%となっており、チェーン店では 3.1%となっている。

（ブロック別）

「薬局」とした店舗について、調剤室を確認できなかったのは、四国で 28.1%と最も高くなっている。

図Ⅱ-24

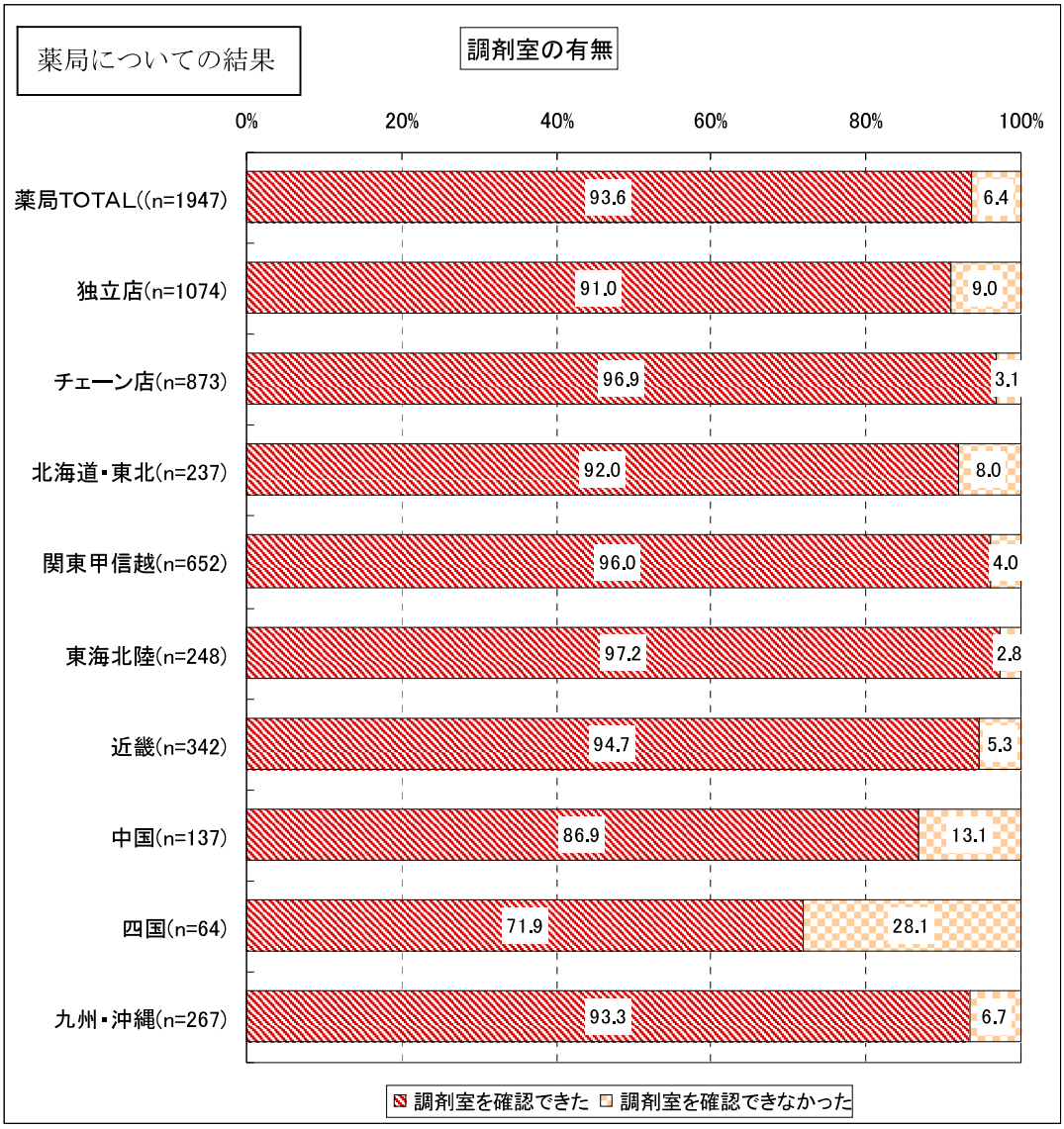

※本調査では、「薬局」とは、店舗名称に薬局とついているか、調剤室がある店舗とした。一般消費者目線で調査を行っているため各都道府県に申請されている実際の許可内容とは異なることがある。

２．その他

（１）郵便等販売

一般用医薬品の郵便等販売を対象とした調査では、インターネット、または電話にて申し込みを行い、第 1 類医薬品、または第 2 類医薬品が購入できるか調査を行った。結果は、以下のとおり。

［調査結果］

表Ⅱ-1

	購入できなかった	購入できた
第１類または第２類 医薬品の購入可否	4 件	6 件

i）購入できなかった事例

表Ⅱ-2

	調査方法 （購入方法）	購入なし理由
1	ホームページ	郵便等販売では、第１類・第２類扱い無し
2	ホームページ	郵便等販売では、第１類・第２類扱い無し
3	ホームページ	郵便等販売では、第１類・第２類扱い無し
4	ホームページ	申し込み後、購入履歴より、購入不可の連絡あり

ii）購入できた事例

表Ⅱ-3

	調査方法 （購入方法）	購入時の状況	購入商品	分類	備考
1	ホームページ	会員登録が必要	鎮痛・鎮痒・収れん・消炎薬	第１類	
2	ホームページ	購入画面で、購入履歴の確認画面あり	化膿性皮膚疾患用薬	第２類	調査員に購入履歴は無いが、画面上で「購入履歴あり」を選択すると購入できた。
3	電話	電話の際、購入履歴等の確認なし	鎮痛・鎮痒・収れん・消炎薬	第２類	
4	ホームページ	購入画面で、購入履歴の確認画面あり	鼻炎用点鼻薬	第２類	「購入履歴なし」としたが購入できた。
5	ホームページ	購入画面で、購入時の注意喚起あり	点眼剤	第２類	
6	ホームページ	購入画面で、購入時の注意喚起あり	漢方製剤	第２類	

（２）配置販売

担当する全国調査員の中から配置販売業利用者を抽出し、調査期間中に配置販売業者の訪問を受けた場合に調査を行った。

※配置販売業では、平成２１年５月３１日までに配置販売業の許可を受けているものと平成２１年６月１日以降新規に配置販売業の許可を受けたものでは、適用される条件が異なる。なお、今回の調査では対象となった配置販売業者について、既存配置販売業と新規配置販売業の別は確認していない。

［調査結果］

i）第１類医薬品の取り扱い有無

表Ⅱ-4

ＴＯＴＡＬ	第１類医薬品の取り扱いあり	第１類医薬品の取り扱いなし
16	0	16

ii）リスク分類別の陳列状況

表Ⅱ-5

ＴＯＴＡＬ	リスク分類別に区分されていた	不明瞭だった
16	14	2

iii）従事者の名札の有無

表Ⅱ-6

ＴＯＴＡＬ	名札をつけていた	名札未着用もしくは見えなかったなど
16	6	10

※「名札未着用もしくは見えなかったなど」は、従事者がコートを着用していた等により調査員からは名札をつけているかどうか確認できなかった場合を含む。

iv）情報提供の有無

表Ⅱ-7

ＴＯＴＡＬ	相談前に 情報提供があった	相談前に 情報提供はなかった
16	5	11

※「相談」とは、薬の商品名を告げた後に、効果などについて質問すること。

v）相談内容への回答

表Ⅱ-8

ＴＯＴＡＬ	相談内容に対して適切な回答があった	相談内容に対して適切な回答がなかった
16	14	2

※「適切な回答」とは、調査員の質問に対する回答が、医薬品のパッケージや添付文書に記載されている内容と一致している場合とした。

別紙２

一般用医薬品販売制度定着状況調査結果について

平成２２年６月１８日
(社)日本薬剤師会

本１８日、厚生労働省から「一般用医薬品販売制度定着状況調査」の結果が公表されました。調査は、薬局及び薬店における、専門家の状況（名札の着用状況等)、区分陳列の状況、情報提供の状況等について実施されています。

今回の調査結果によって、第一類医薬品の陳列状況、リスク分類別の陳列状況、従事者の名札の有無、第一類医薬品購入時の説明の状況等において、新たな販売制度への対応が不十分であるという実態が示されたと受け取らざるを得ないと考えています。特に、独立店において新たな販売制度の遵守率が低いことが指摘されており、これまでにおける本会の対応が十分でなかったと反省しなければならないと考えます。

ついては、早急に都道府県薬剤師会、支部薬剤師会を通じて、改めて新制度の周知と遵守の徹底を図ることと致します。更に、７月１５日にはすべての都道府県薬剤師会から一般用医薬品の販売制度に係る担当者を一堂に集め、今回の調査結果を直接伝えるとともに、すべての会員が新たな販売制度を速やかに遵守するよう、徹底した指導を実施し、その実施状況を必ず確認するよう再度要請することとしています。

本会としては、今回の調査結果を真摯に受け止め、指摘された実態を迅速に改善すべく直ちに行動に移す覚悟であることをお伝え致します。

別紙３

	本年６月１日から施行される事項	確認 チェック
①	医薬品を医薬品以外と区別して陳列。	
②	第一類医薬品、第二類医薬品、第三類医薬品を区分しての陳列。 ※第一類医薬品の製品リスト等を第二類医薬品等の陳列場所で示すことは可能。	
③	第一類医薬品は、消費者が触れられない場所に陳列。 ※かぎをかけた陳列設備か消費者が直接手の触れられない陳列設備に陳列。	
④	指定第二類医薬品は、情報提供場所から7ｍ以内の範囲、又は直接手の触れられない場所に陳列。	
⑤	一般用医薬品や第一類医薬品を販売しない時間は、陳列する場所を閉鎖。 ※シャッター、パーティション、チェーン等、物理的に遮断され進入困難となるもので閉鎖。 ※閉鎖区画の入口に「専門家不在時の販売等は薬事法に違反するためできない」旨を表示。	
⑥	第一類医薬品は、書面を用いた情報提供を行う。	
⑦	第二類医薬品は、必要な情報提供を行う。	
⑧	情報提供場所の設置。（構造設備規則の要件については経過措置あり） ※情報提供場所の設置は調剤された薬剤、薬局医薬品についても同様。	
⑨	すべての医薬品についての相談応需。 ※調剤された薬剤、薬局医薬品についても同様。	
⑩	名札の着用。 ※薬剤師、登録販売者は、氏名に加え「薬剤師」、「登録販売者」と名札に記載。または、氏名を記載した名札に加えて薬剤師又は登録販売者の別を記載したバッチ等を付ける。 ※一般従事者は、氏名のみ、または氏名に加え「一般従事者」と名札に記載。	
⑪	実務に従事したこと及び業務経験の証明。 ※登録販売者や一般従事者からの求めに応じ、実務に従事したこと及び業務経験を証明する。	
⑫	調剤された薬剤については、書面により「①名称」、「②成分・分量」、「③用法・用量」、「④効能・効果」、「⑤その他薬剤師が必要と判断する事項」の情報提供を行う。 ※調剤された薬剤については、薬剤師法第25条に規定された事項が薬袋に記載されていれば①～④は記載しなくてもよい。	
⑬	薬局医薬品については、書面により「①名称」、「②成分・分量」、「③用法・用量」、「④効能・効果」、「⑤保健衛生上の危害の発生を防止するために必要な事項」、「⑥その他薬剤師が必要と判断する事項」の情報提供を行う。	
⑭	薬局医薬品は調剤室以外の場所に貯蔵し、又は陳列しない。 ※倉庫等、薬局の従事者のみが立ち入れる場所又は従事者のみが手に取ることができる場所での貯蔵は可能。 ※薬局製剤の製品リスト等を一般用医薬品の陳列場所で示すことは可能。	